

## ドイツ公的年金の財政検証について

## 目次

1. 制度の概要 .....	3
2. 年金財政の現況 .....	9
3. 年金額の改定 .....	14
4. 将来推計人口 .....	22
5. 年金保険報告書 .....	28
6. 担当者後記 .....	32

## 表一覧

表 1. 所得最高限度額（一般年金保険） .....	4
表 2. ミディ・ジョブ従事者に対する保険料軽減額（2016 年） .....	5
表 3. 受給開始年齢の引上げ .....	6
表 4. 日本とドイツとの比較（参考 1） .....	8
表 5. 2014 年の財政状況 .....	10
表 6. 年金現在価値の推移 .....	16
表 7. 算定要素ごとの値（2007-2009 年） .....	18
表 8. 年金現在価値の算出（旧西ドイツ） .....	20
表 9. 年金現在価値の算出（旧東ドイツ） .....	21
表 10. 年金現在価値の算出（2015-2016 年） .....	22
表 11. 合計特殊出生率等の前提 .....	23
表 12. 2060 年の平均余命 .....	24
表 13. 純移民の人数前提 .....	24
表 14. 総人口に対する純移民の人数の比率 .....	25
表 15. 前提別 2060 年の従属人口指数 .....	26
表 16. 1 人当たり賃金総額（グロス）の伸び率、被用者の人数の伸び率及び失業者数 .....	29
表 17. 保険料賦課対象となる賃金の伸び率及び公務員を除く被用者の人数の伸び率 .....	29
表 18. 5 年間の収支状況見通し .....	30
表 19. 保険料率等の見通し（中位推計） .....	31

## 図一覧

図 1. 老齢年金の3本柱 .....	3
図 2. 60歳以上65歳未満の者の年金受給率及び就業率 .....	7
図 3. 消費者物価上昇率の比較（参考2） .....	8
図 4. 賃金上昇率の比較（参考3） .....	9
図 5. 年金給付に対する国庫補助の比率（一般年金保険） .....	11
図 6. 保険料率の推移 .....	12
図 7. 1か月分の支出に対する持続可能性積立金の比率（一般年金保険） .....	13
図 8. リースター年金による政府補助の額 .....	14
図 9. 2010年7月1日時点の年金額調整（旧西ドイツ） .....	19
図 10. 純移民の人数動向（1980-2015年） .....	25
図 11. 1950年から2060年までの人口推移 .....	27
図 12. 年齢階級別人口の推移（移民高位） .....	27
図 13. 標準年金の水準（一般年金保険） .....	32

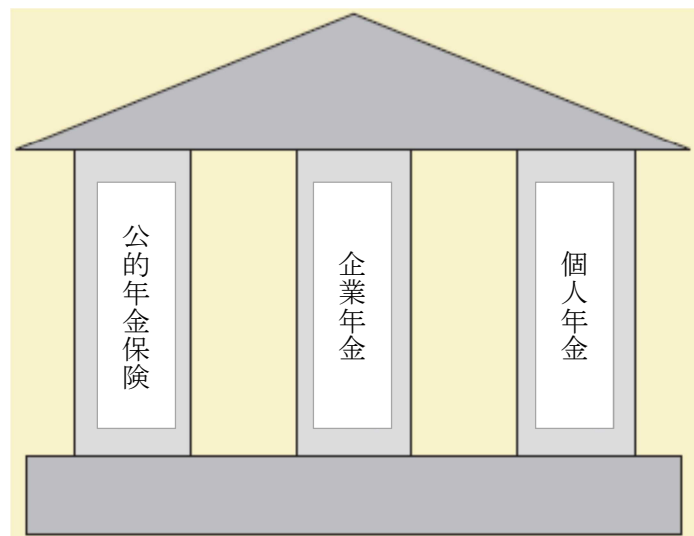
## 1. 制度の概要

### (1) 老齢時の所得保障

ドイツの老齢年金は3本柱からなり、最も重要な柱は公的年金保険〈gesetzliche Rentenversicherung〉の老齢年金である。企業年金〈betriebliche Altersvorsorge〉や個人年金〈private Altersvorsorge〉へ加入することにより、退職後の生活水準を維持することは合理的であり、必要なことである。<sup>脚注1</sup>

2001年年金改革〈Rentenreform 2001〉により、公的年金を補足する老後の所得保障制度として、リースター年金〈Riester-Rente〉<sup>脚注2</sup>と通称される企業年金又は個人年金の加入者へ政府補助〈staatliche Förderung〉が行われる仕組みが導入された。

図 1. 老齢年金の3本柱



注. ドイツ連邦労働社会省“Zusätzliche Altersvorsorge”（2014年1月版）9ページから図の引用を行い、用語の翻訳を独自に行った。

### (2) 公的年金保険

公的年金保険は一般年金保険〈allgemeine Rentenversicherung〉と鉱員年金保険〈knappschaftliche Rentenversicherung〉とからなる。本稿では、基本的に一般年金保険の解説を行う。

脚注1 ドイツ連邦労働社会省“Zusätzliche Altersvorsorge”（2014年1月版）8-9ページ参照。

脚注2 リースター年金は公的年金の体系に位置付けられている。年金額の改定時には老齢保障比率の変化を反映（「3. 年金額の改定」参照）させており、年金水準の評価に当たってはリースター年金分を含めている。（31ページの表19参照）

以下は、渡邊絹子「第5章 ドイツ・リースター年金政策からの示唆」『国民の老後保障に関する研究～個人退職勘定制度及び日本版IRAの可能性を探る』（平成25（2013）年1月、年金シニアプラン総合研究機構）92ページより抜粋している。

リースター助成を受けるための要件にある支給開始年齢の設定、終身年金、元本保証、男女平等取扱いなどからも公的年金に準じた取扱いの要請が見取れる。

また、リースター年金等の制度解説は、以下の資料を参照すること。

第2回企業年金研究会（平成18年11月6日）資料1-3「ドイツにおける企業年金について」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/11/dl/s1106-10a3.pdf>

第17回社会保障審議会年金部会（平成25年11月27日）資料2「先進諸国の年金改革の動向について」18及び19ページ

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000030638.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000030638.pdf)

## a. 適用対象者

被用者〈Beschäftigte〉は所得の多寡に係らず公的年金保険への加入義務を負う。また自営業者〈Selbstständige〉であっても、特定の職業グループ（芸術家及びジャーナリスト、手工業者等）に属する場合には加入義務を負う。他方、加入義務のない自営業者の他、官吏恩給制度がある公務員等のように他の制度によって老齢時の所得が保障されている者については、加入義務が免除されている。

加入義務のない16歳以上の者等については任意加入〈freiwillige Versicherung〉が可能である。

## b. 保険料率

一般年金保険の2015年1月以降の保険料率〈Beitragssatz〉は18.7%である。（12ページの図6参照）被用者の場合、被保険者〈Versicherte〉本人と事業主〈Arbeitgeber〉とで折半の負担となる。自営業者は、被保険者本人が保険料〈Beitrag〉全額を負担する。

保険料算定の基礎となる所得最高限度額〈Beitragsbemessungsgrenze〉は、表1に示す通りである。

表 1. 所得最高限度額（一般年金保険）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
旧西ドイツ	5,600 (67,200)	5,800 (69,600)	5,950 (71,400)	6,050 (72,600)	6,200 (74,400)
旧東ドイツ	4,800 (57,600)	4,900 (58,800)	5,000 (60,000)	5,200 (62,400)	5,400 (64,800)

注1. 各年の“Sozialversicherungs-Rechengrößenverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注2. 金額の単位はユーロである。所得最高限度額の月額を示す。（）内には年額を示す。

## c. 低額報酬の被用者に適用される保険料率

ア) ミニ・ジョブ〈Mini-Jobs〉<sup>脚注3</sup>とは、

- ・労働報酬月額が450ユーロ以下である労働（以下、この労働への従事者を「450ユーロ以下就労者」と言う。）
- ・1暦年における就業日数が2か月又は50日以内である労働（但し、本業の労働〈Beschäftigung berufsmäßig〉であり、月額450ユーロを超える報酬がある場合は除外される。）

である。

2013年前はミニ・ジョブへの従事者は年金加入義務免除が原則であった。2013年以降は、450ユーロ以下就労者は加入義務を負うことを原則とし、本人の申請により加入義務免除が可能となる仕組みに改正された。就業日数が2か月又は50日以内である労働への従事者については、2013年以降も加入義務免除である。

2016年の場合、450ユーロ以下就労者の事業主は15%、450ユーロ以下就労者は3.7%<sup>脚注4</sup>の保険料率が適用される。450ユーロ以下就労者が年金制度の加入義務免除を希望する場合は、申請により免除される。免除された場合でも、事業主は15%分の保険料負担を行う必要がある。

イ) ミディ・ジョブ〈Midi-Jobs〉とは、労働報酬月額が450ユーロ超850ユーロ未満

<sup>脚注3</sup> 社会法典第4編第8条第1項 ([http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_4/8.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_4/8.html)) で定義される僅少労働〈geringfügige Beschäftigung〉の通称。

<sup>脚注4</sup> 全体の保険料率から事業主負担分15%を控除した率が、450ユーロ以下就労者へ適用される保険料率。

の労働である。<sup>脚注5</sup>

ミディ・ジョブ従事者の保険料負担は、労働報酬に応じて軽減される。(表 2 参照)  
事業主へは通常の 9.35% (=18.7%÷2) の保険料率が適用される。

表 2. ミディ・ジョブ従事者に対する保険料軽減額 (2016 年)

被保険者本人の 所得月額	被保険者本人が 負担する保険料額	軽減額
450.01	21.44	20.64
500.00	28.69	18.06
550.00	35.93	15.50
600.00	43.20	12.90
650.00	50.44	10.34
700.00	57.71	7.74
750.00	64.95	5.18
800.00	72.22	2.58
850.00	79.48	0.00

注 1. ドイツ年金保険組合“Minijob – Midijob: Bausteine für die Rente” (2016 年 1 月版) 25 ページ掲載表を引用したものである。金額の単位はユーロである。

注 2. 表側に示す所得月額の被保険者の保険料軽減額 (右側の列) を示している。

注 3. 所得月額 600 ユーロの者に対する保険料額の計算は、以下のように行う。(“Minijob - Midijob: Bausteine für die Rente” (2016 年 1 月版) 26 ページ参照)

・事業主が負担する保険料額は 56.10 ユーロ (=600 ユーロ×9.35%) である。

・被保険者本人の所得月額を擬制的に 531.01 ユーロとみなす。

$1.2759625 \times 600 \text{ ユーロ} - 234.568125 = 531.009375 \text{ ユーロ} \rightarrow 531.01 \text{ ユーロ}$

・531.01 ユーロを保険料賦課対象となる所得額とみなした場合の保険料額は 99.30 ユーロである。

$531.01 \text{ ユーロ} \times 18.7\% = 99.29887 \text{ ユーロ} \rightarrow 99.30 \text{ ユーロ}$

・被保険者本人が負担する保険料額は 43.20 ユーロ (=99.30 ユーロ - 56.10 ユーロ) である。

#### d. 老齢年金

5 年<sup>脚注6</sup>以上の被保険者期間を有する者が受給開始年齢 (Regelaltersgrenze) に到達すれば、老齢年金 (Regelaltersrente) を請求することができる。<sup>脚注7</sup>

##### ア) 受給開始年齢

2007 年 3 月に成立した年金保険受給開始年齢調整法 (略称、RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz<sup>脚注8</sup>) により、老齢年金の受給開始年齢を 65 歳から 67 歳へ段階的に引き上げることとなった。引上げスケジュールは、表 3 に示す通りである。

60 歳以上 65 歳未満の男性就業率は、2000 年 27%から凡そ 32%ポイント増加して 2014 年 59%になっている。60 歳以上 65 歳未満の女性就業率は、2000 年 12%から凡そ 34%ポイント増加して 2014 年 46%になっている。60 歳以上 65 歳未満の全体の就業率は 2000 年から 2014 年にかけて 2.65 倍の水準 (20%から 53%) になっている。将来の高齢者の就労参加は増加すると見込まれている。<sup>脚注9</sup> (7 ページの図 2

脚注5 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_4/\\_20.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_4/_20.html)

脚注6 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_50.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_50.html)

脚注7 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_35.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_35.html)

脚注8 Gesetzes zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung

脚注9 “Rentenversicherungsbericht 2015” 71 ページにある以下の記述を参照した。

Die Erwerbstätigenquote der 60- bis 64-jährigen Männer stieg im Zeitraum von 2000 bis 2014 um rund 32

参照)

表 3. 受給開始年齢の引上げ

生年	受給開始年齢	受給開始年齢到達期間
1946年	65歳	2011年
1947年	65歳1か月	生年が1年遅くなるごとに1か月引き上がる。
1948年	65歳2か月	
1949年	65歳3か月	
1950年	65歳4か月	
1951年	65歳5か月	
1952年	65歳6か月	
1953年	65歳7か月	
1954年	65歳8か月	
1955年	65歳9か月	
1956年	65歳10か月	
1957年	65歳11か月	
1958年	66歳	
1959年	66歳2か月	
1960年	66歳4か月	
1961年	66歳6か月	
1962年	66歳8か月	
1963年	66歳10か月	
1964年	67歳	
1965年以降	67歳	2031年
		2032年以降

注1. 以下のサイトを参照して、独自に作表を行った。

[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_35.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_35.html)

[http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_235.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_235.html)

注2. 45年以上の被保険者期間を有する者の受給開始年齢は65歳である(社会法典第6編第38条)。但し、法改正により、2014年7月1日から45年以上の被保険者期間を有する者の受給開始年齢は、

- ・1952年以前に生まれた者は63歳
- ・1953年生まれの場合は63歳2か月、1954年生まれの場合は63歳4か月、・・・生年が1年遅くなるごとに2か月引き上がる・・・、1963年生まれの場合は64歳10か月

となり(社会法典第6編第236b条)、2014年7月時点で63歳に到達している者は65歳に到達していなくても、年金受給が可能となった。

注3. 35年以上の被保険者期間を有する者については、以下の特例がある。

- ・受給開始年齢引上げ対象者は、1949年以降に生まれた者である。1949年1月生まれの場合の受給開始年齢は65歳1か月、1949年2月生まれの場合は65歳2か月、1949年3月から1949年12月までに生まれた者は65歳3か月であり、1950年以降に生まれた者の受給開始年齢は上表に示す通りである。
- ・63歳から繰上げ受給が可能となる。繰上げを1か月早めるごとに0.3%の減額となる。

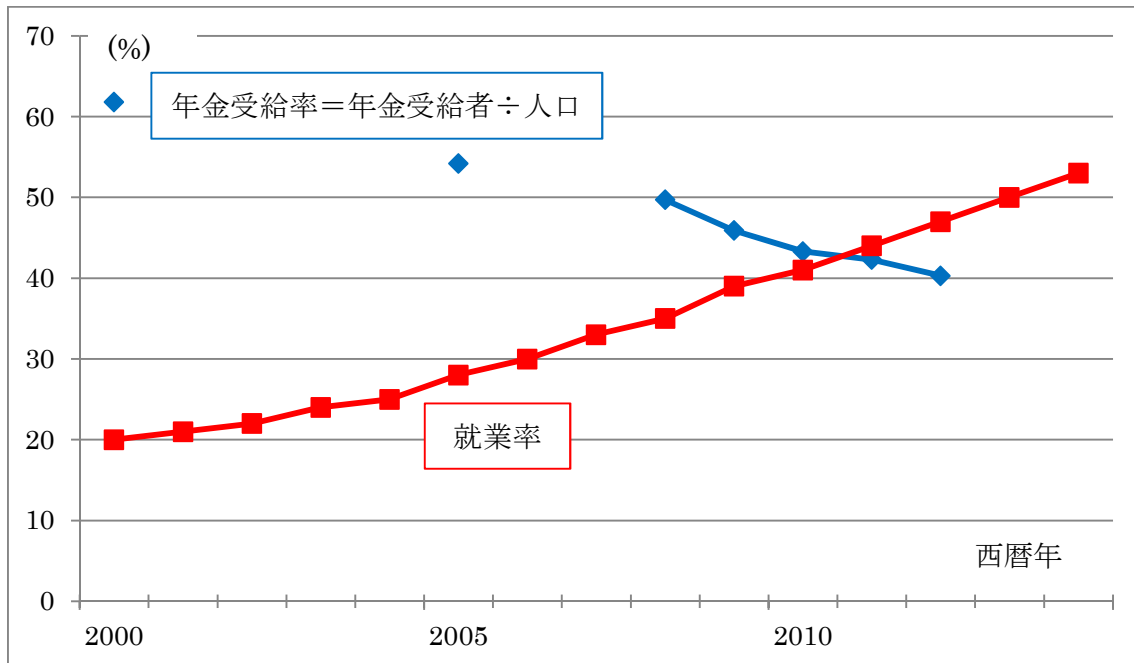
注4. 35年以上の被保険者期間を有する重度の障害状態にある者については、以下の特例がある。

- ・1951年以前に生まれた者の受給開始年齢は63歳である。
- ・1952年以降に生まれた者の受給開始年齢は63歳から65歳へ段階的に引き上げられる。受給開始年齢65歳が最初に適用となる者は1964年生まれの場合である。

Prozentpunkte auf 59 % an. Die Erwerbstätigenquote 60- bis 64-jähriger Frauen stieg im gleichen Zeitraum um ebenfalls rund 34 Prozentpunkte auf 46 %. Insgesamt beträgt die Erwerbstätigenquote der 60- bis 64-Jährigen in 2014 das 2,65-fache ihres Wertes von 2000. Es ist davon auszugehen, dass die Erwerbsbeteiligung Älterer auch in Zukunft weiter ansteigen wird.

- ・受給開始年齢到達の3年前から繰上げ受給が可能となる。繰上げを1か月早めるごとに0.3%の減額となる。

図 2. 60歳以上65歳未満の者の年金受給率及び就業率



注. 以下に示すドイツ連邦労働社会省報告書の掲載値を用いて、独自に描画を行った。  
 年金受給率の引用元 “Altersgerechte Arbeitswelt” (第1巻から第3巻まで)  
 就業率の引用元 “Rentenversicherungsbericht 2015” 71 ページ

#### イ) 給付額算定式

給付額算定式は、以下の通りである。

$$\begin{aligned} & \text{年金額月額 (Monatsbetrag der Rente)} \\ & = \text{個人報酬点数 (persönliche Entgeltpunkte)} \\ & \quad \times \text{年金種別係数 (Rentenartfaktor)} \times \text{年金現在価値 (aktueller Rentenwert)} \end{aligned}$$

個人報酬点数<sup>脚注10</sup> ある者の報酬額を被保険者全体の平均報酬額に対する比として年ごとに算定した値を、当該者の全被保険者期間を通じて合算した値。  
 年金種別係数<sup>脚注11</sup> 年金の保証目的に応じて年金種別別に法定されている係数。老齢年金の係数は1.0である。  
 年金現在価値<sup>脚注12</sup> 被保険者全体の平均報酬額に相当する保険料を1年間拠出した場合の1か月当たりの老齢年金相当額。

脚注10 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_66.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_66.html)

脚注11 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_67.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_67.html)

脚注12 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_68.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_68.html)

表 4. 日本とドイツとの比較 (参考 1)

	日本	ドイツ
総人口 〈Bevölkerung〉	127.1 百万人 (2015 年 10 月 1 日)	81.2 百万人 (2014 年 12 月 31 日)
65 歳以上人口の割合	26.7% (2015 年 10 月 1 日)	21.0% (2014 年 12 月 31 日)
合計特殊出生率 〈Zusammengefasste Geburtenziffer〉	1.42 (2014 年)	1.47 (2014 年)
65 歳の者の 平均余命 〈Lebenserwartung〉	男性 19.46 年 女性 24.31 年 (2015 年)	男性 17.69 年 女性 20.90 年 (2014 年)
15 歳以上 65 歳未満の 就業率 〈Erwerbstätigenquote〉	男性 81.8% 女性 64.6% (2015 年)	男性 77.7% 女性 69.8% (2015 年)

注 1. 日本の各計数の出典は、以下の通りである。

総人口及び 65 歳以上人口の割合：総務省統計局「平成 27 年国勢調査 抽出速報集計結果」

合計特殊出生率：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 26 年人口動態統計（確定数）」

65 歳の者の平均余命：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成 27 年簡易生命表」

15 歳以上 65 歳未満の就業率：総務省統計局「平成 27 年労働力調査年報」

注 2. ドイツの合計特殊出生率以外の各計数は、<https://www-genesis.destatis.de/genesis/online> から取得したデータから独自に算出した値である。

総人口及び 65 歳以上人口の割合：コード選択〈Code-Auswahl〉では「12411-0005」を選択する。65 歳以上人口の割合は独自に算出した。

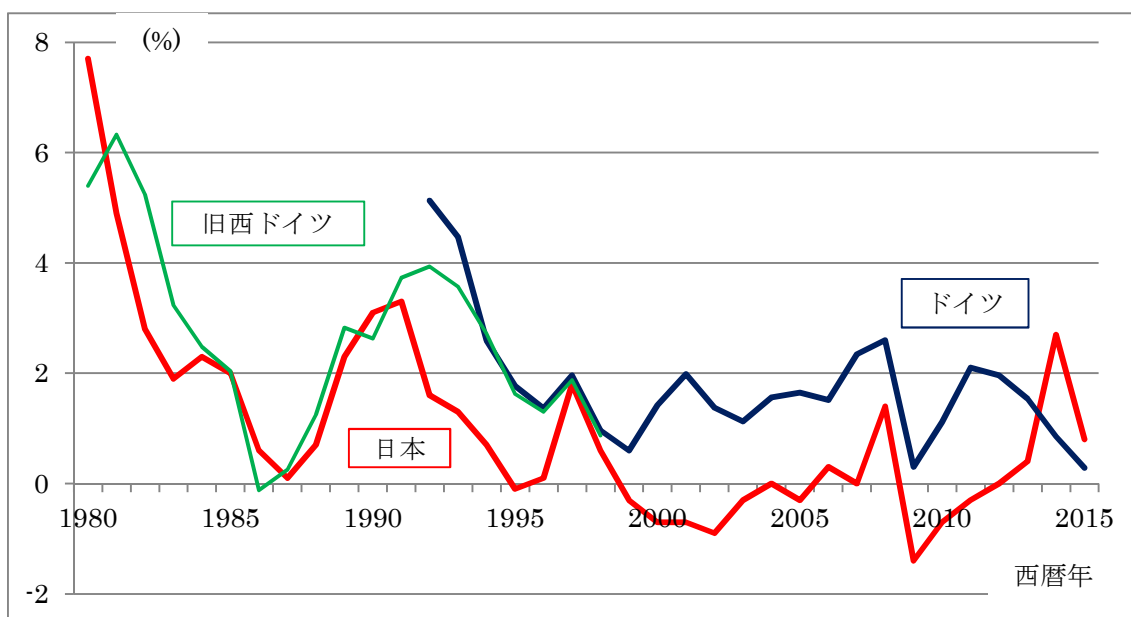
65 歳の者の平均余命：「12621-0001」を選択する。

15 歳以上 65 歳未満の就業率：「12211-0003」を選択し、独自に算出した。

合計特殊出生率は以下のサイトから取得した。

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/Geburten/Tabellen/GeburtenZiffer.html>

図 3. 消費者物価上昇率の比較 (参考 2)

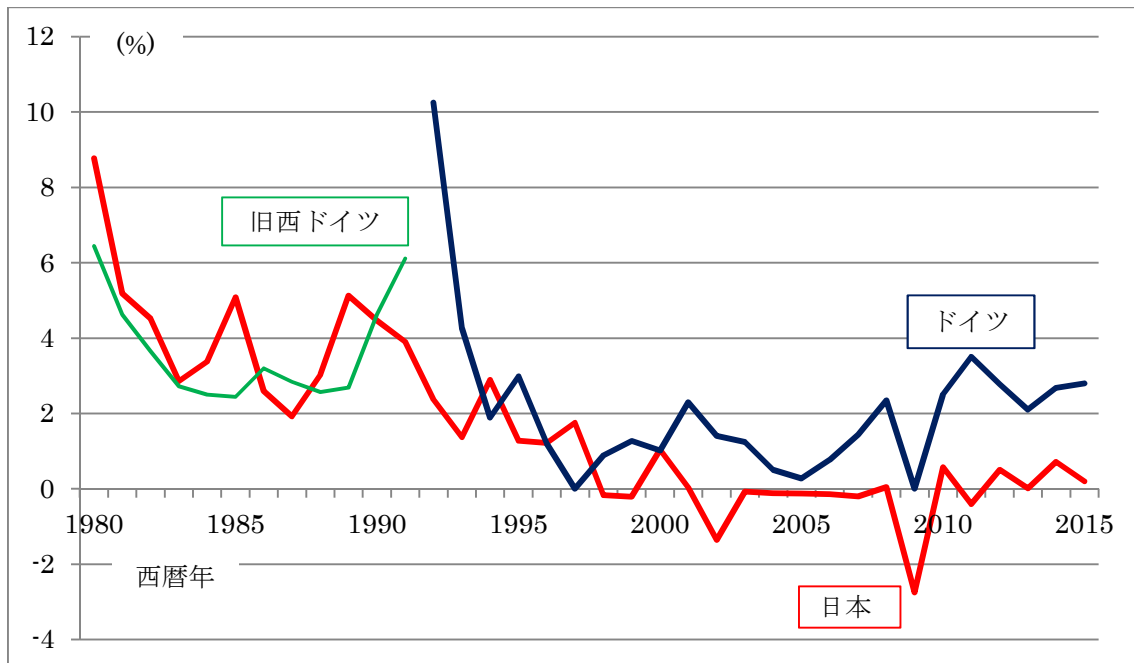




注. 以下の計数を用いて、独自に描画を行った。

日本：総務省統計局「平成 22 年基準 消費者物価指数 全国 平成 27 年(2015 年)平均」総合指数の対前年比  
 旧西ドイツ：ドイツ連邦統計局“Verbraucherpreisindizes für Deutschland Jahresbericht 2013”232-233 ページ“Preisindex für die Lebenshaltung Alle privaten Haushalte”の対前年比を独自に計算。  
 ドイツ：ドイツ連邦統計局“Verbraucherpreisindizes für Deutschland Jahresbericht 2015”10-16 ページ“Verbraucherpreisindex insgesamt”の対前年比を独自に計算。

図 4. 賃金上昇率の比較 (参考 3)



注. 以下の計数を用いて、独自に描画を行った。

日本：厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業月報」  
 2014 年までの各年 12 月末現在の標準報酬月額平均 (厚生年金保険の全被保険者) の対前年比  
 2015 年 11 月末現在の標準報酬月額平均 (厚生年金保険の全被保険者) の対前年比  
 旧西ドイツ及びドイツ：  
 ドイツ連邦統計局“*Inlandsproduktsberechnung - Lange Reihen ab 1970 Fachserie 18 Reihe 1.5 - 2015*”  
 34 ページ“*Bruttolöhne und -gehälter monatlich je Arbeitnehmer*”の対前年比

## 2. 年金財政の現況

(1) 2014 年の財政状況は表 5 に示す通りである。

公的年金保険の財政運営は賦課方式 (Umlageverfahren) が採用されている。公的年金保険の保険料収入だけでは支出を賄うことはできず、国庫補助 (Bundeszuschuss) が行われている。<sup>脚注13</sup>

一般年金保険の年金給付に対する国庫補助<sup>脚注14</sup>は、一般的な国庫補助 (allgemeiner Bundeszuschuss) と追加的な国庫補助 (zusätzlicher Bundeszuschuss) とからなる。人口構成が変化している状況下で公的年金保険を維持すると同時に被保険者の負担を軽減するために、連邦政府は補助を行う。

脚注13

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Gesetzliche-Rentenversicherung/Finanzierung-GUV/finanzierung-gesetzliche-rentenversicherung.html>

脚注14 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_213.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_213.html)

表 5. 2014 年の財政状況

金額の単位：百万ユーロ	公的年金	一般年金	鉦員年金
	保険 <sup>原注 1</sup>	保険	保険
収入計 ①	269,359	263,529	14,909
保険料収入 ②	201,647	200,938	709
国庫補助 <sup>原注 2</sup> ③	66,639	61,335	5,304
公的資金からのその他繰入れ <sup>原注 3</sup>	770	757	13
鉦員年金保険より	・	200	・
一般年金保険より	・	・	6,500
社会法典第 6 編第 223 条第 6 項に基づく一般年金保険よりの調整金	・	・	2,380
運用収入	105	102	3
その他の収入 <sup>原注 4</sup>	197	197	0
支出計 ④	266,193	260,363	14,909
年金給付 <sup>原注 5</sup> ⑤	238,991	225,752	13,239
鉦員年金保険へ	・	6,500	・
一般年金保険へ	・	・	200
疾病・稼得能力の回復維持のための措置並びに追加給付	5,848	5,728	120
鉦員調整給付〈Knappschaftsausgleichsleistung〉	207	・	207
年金受給者の医療保険保険料	16,943	15,975	969
年金受給者の介護保険保険料	-1	-1	0
KLG・給付金〈KLG-Leistung〉	142	139	3
保険料還付〈Beitragsersatzung〉	90	90	0
社会法典第 6 編第 223 条第 6 項に基づく鉦員年金保険への調整金	・	2,380	・
運営費及び事務費	3,819	3,708	111
その他の支出	152	93	60
収支差 ①-④	3,166	3,166	0
年末積立金	47,391	47,093	298
持続可能性積立金 <sup>原注 6</sup>	35,027	35,027	0
行政資産〈Verwaltungsvermögen〉	4,416	4,263	153
収入計に対する保険料収入の比率 ②÷①	74.9%	76.2%	4.8%
収入計に対する国庫補助の比率 ③÷①	24.7%	23.3%	35.6%
年金給付に対する国庫補助の比率 ③÷⑤	27.9%	27.2%	40.1%

原注 1. 制度間調整分を除く。

原注 2. 社会法典第 6 編第 213 条及び第 215 条に基づく一般的な国庫補助であり、追加的な国庫補助を含む。

原注 3. 生活扶助担当部所の返済額。

原注 4. 一般年金保険の旅行者保険〈Wanderversicherung〉の保険料収入を含む。

原注 5. 他の年金制度への加入期間分の給付を含む。

原注 6. 一般年金保険の持続可能性積立金は、社会法典第 6 編第 216 条及び第 217 条に基づく。鉦員年金保険の積立金〈Rücklage〉は、社会法典第 6 編第 293 条に基づく。

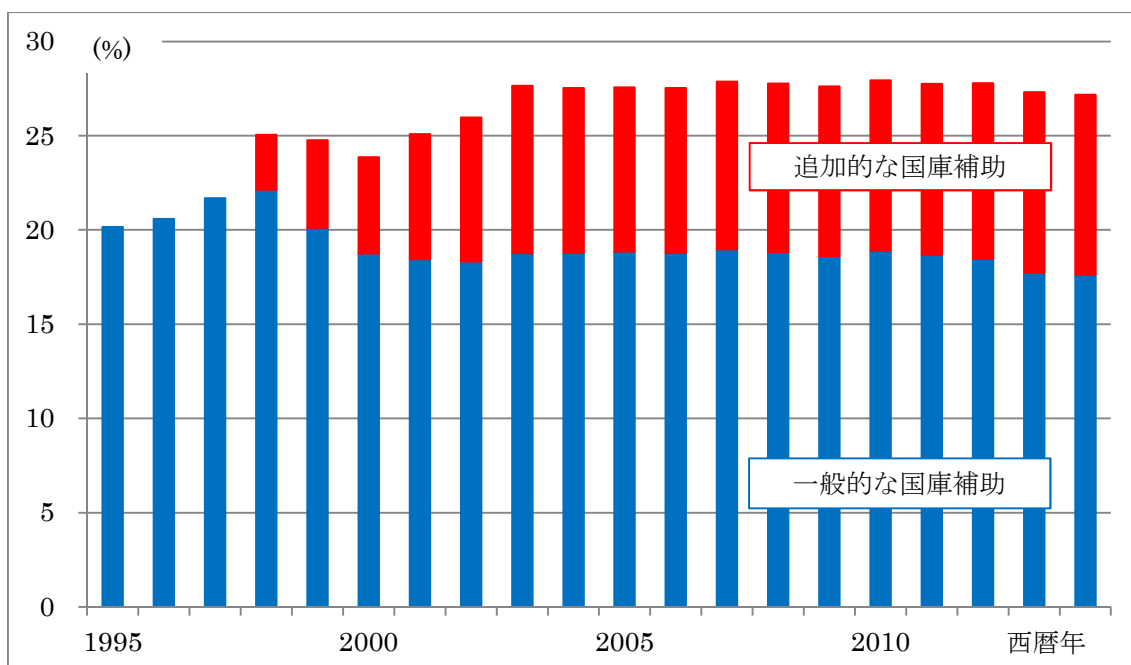
出典. ドイツ年金保険組合の統計資料

注. “Rentenversicherungsbericht 2015” 100- 101 ページにある掲載表を参照し、独自に作表を行った。

一般的な国庫補助の額は、1人当たり税込み報酬の額と保険料率との変動に関連付けて年ごとに定められる。この場合の保険料率は、売上税〈Steuern vom Umsatz〉<sup>脚注15</sup>を財源とする追加的な国庫補助とこの上乘額〈Erhöhungsbetrag〉となる環境税〈Ökosteuern〉を財源とする追加的な国庫補助とを考慮しない状態で算定されたものであり、実際の保険料率とは異なる。

追加的な国庫補助は、保険料により賄われない給付〈nicht beitragsgedeckte Leistungen〉<sup>脚注16</sup>の財源として用いられる。1998年から追加的な国庫補助<sup>脚注17</sup>が行われるようになった。2000年からは売上税総額の変動に関連付けて年ごとに額が定められることとなったが、税率が変化した場合は調整される。また、環境税制改革継続法〈Gesetz zur Fortführung der ökologischen Steuerreform〉により2000年から追加的な国庫補助への上乗せが行われるようになった。2003年以降、上乘額は1人当たり税込み報酬の額の変動に関連付けて定められる。

図 5. 年金給付に対する国庫補助の比率（一般年金保険）



注 1. ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zeitreihen 2015” 247 ページ及び 249 ページに掲載されている計数を用いて、独自に描画を行った。

注 2. 追加的な国庫補助は、売上税と環境税とを財源にしている。

## (2) 一般年金保険の年末時点持続可能性積立金〈Nachhaltigkeitsrücklage〉の額が、支出

脚注15 社会法典第6編第213条では“Steuern vom Umsatz”の表記が用いられているため、「売上税〈Steuern vom Umsatz〉」と記述したところである。多くの解説資料では“ Mehrwertsteuer (付加価値税)”の表記が用いられている。

脚注16 兵役期間や育児期間〈Kindererziehungszeit〉等の保険料を納付したとみなされる期間を算定の基礎とする「保険になじまない」とされる給付〈Versicherungsfremde Leistungen〉。

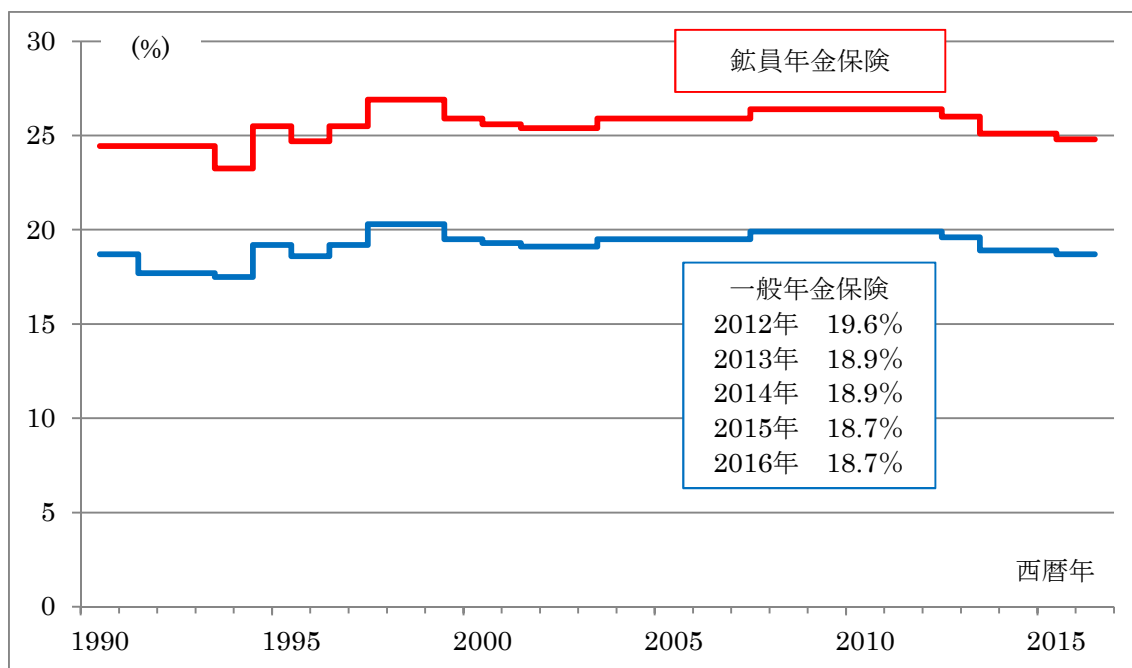
脚注17 以下は、松本勝明「ドイツにおける社会保障財源の見直し」『海外社会保障研究 Summer 2012 No.179』12ページより抜粋している。

「追加的な連邦補助」は1998年に導入されたものである。その目的は、当時の年金保険料率（20.3%）が更に上昇することを避けることにあった。「追加的な連邦補助」に必要な費用は、1998年4月に付加価値税率を15%から16%に引き上げるにより得られた連邦財政の増収により賄われた。

額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額の 20%を下回る又は 150%を上回ると見込まれる場合に、保険料率を変更する方針が法定<sup>脚注18</sup>されている。

2015 年末の持続可能性積立金は 337 億ユーロとなり、当該額は支出額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額の 1.75 倍に相当すると見込まれているものの、2016 年の保険料率は 2015 年と同じ 18.7%である。<sup>脚注19</sup>

図 6. 保険料率の推移



注. 以下の資料を参照して、独自に描画を行った。

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2011” 15 ページ

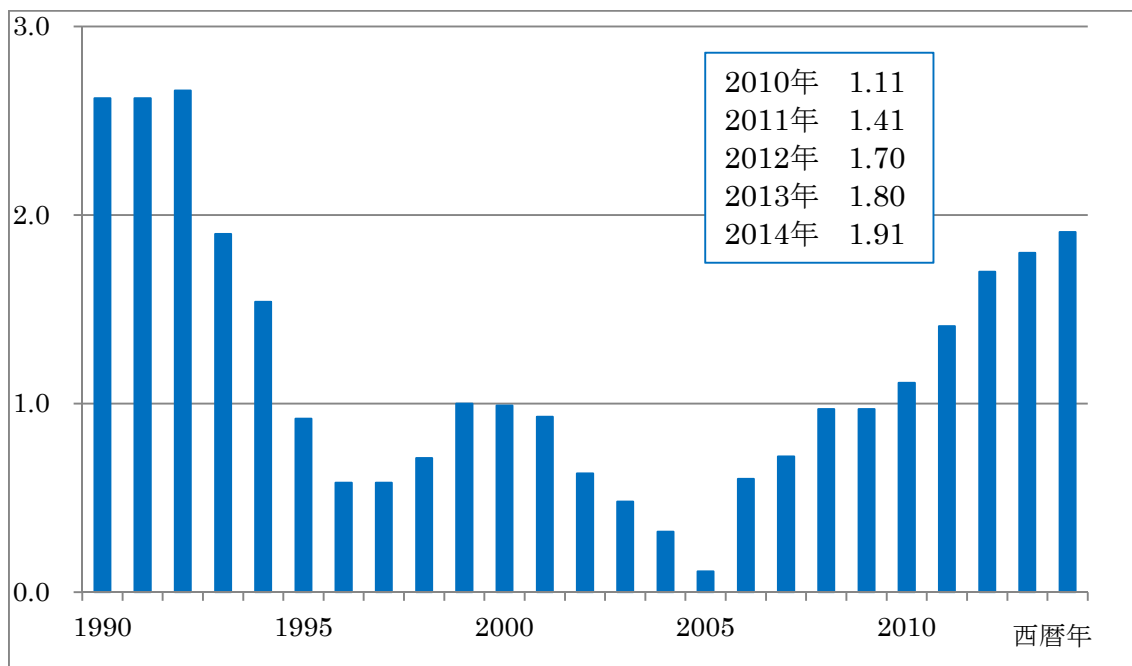
ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2015” 15 ページ

<http://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2015/das-aendert-sich-im-neuen-jahr-2016.html>

脚注18 [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_158.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_158.html)

脚注19 “Rentenversicherungsbericht 2015” 11-12 ページ

図 7. 1 か月分の支出に対する持続可能性積立金の比率（一般年金保険）



注 1. 以下の資料を参照して、独自に描画を行った。

2013 年値まで（平成 28（2016）年 8 月 25 日現在、以下の URL への接続はできない。）

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/6\\_Wir\\_ueber\\_uns/02\\_Fakten\\_und\\_Zahlen/02\\_kennzahlen\\_finanzen\\_vermoegen/1\\_kennzahlen\\_rechengroe%C3%9Fen/entwicklung\\_nachhaltigkeit\\_node.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/6_Wir_ueber_uns/02_Fakten_und_Zahlen/02_kennzahlen_finanzen_vermoegen/1_kennzahlen_rechengroe%C3%9Fen/entwicklung_nachhaltigkeit_node.html)

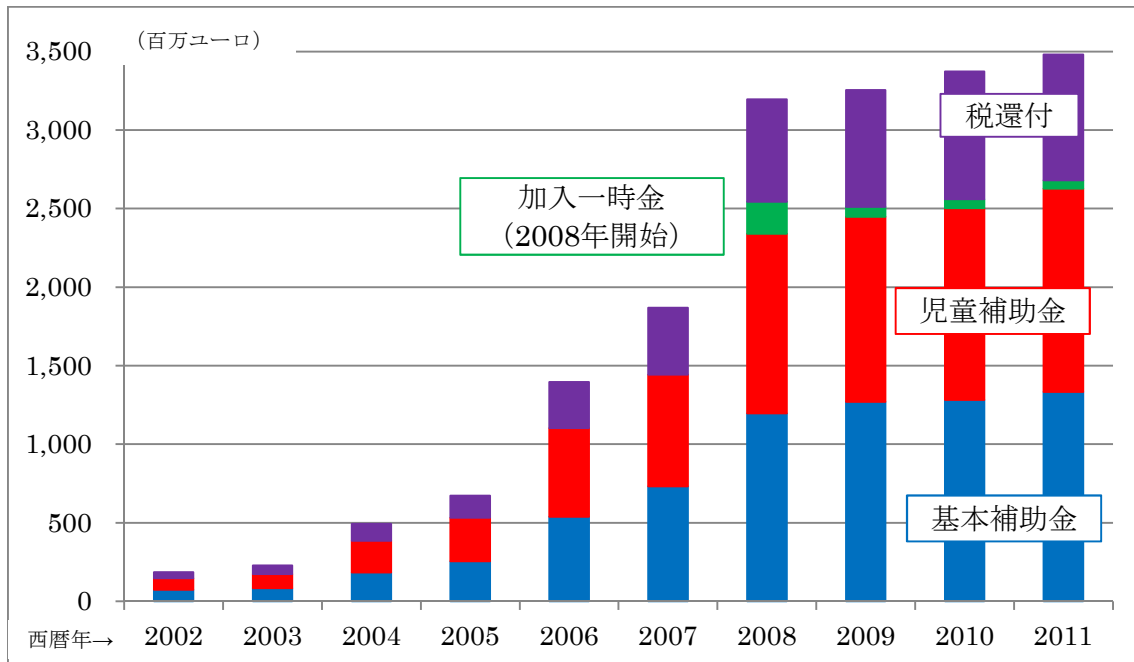
2014 年値 ドイツ連邦労働社会省 “Rentenversicherungsbericht 2015” 33 ページ

注 2. 「1 か月分の支出」とは、支出額から国庫補助の額を控除した額の月額相当額である。

(3) リースター年金による政府補助の額は、図 8 に示す通りである。

2011 年のリースター年金による政府補助の総額は 35 億ユーロであり、このうち補助金 27 億ユーロ、所得控除による税還付の額は 8 億ユーロである。2008 年に加入一時金（Berufseinsteiger-Bonus）が支給開始となったことにより 2008 年の補助金の総額が押し上げられた。2008 年から 2009 年にかけて補助金の総額は減少しているが、政府補助の総額は 2008 年と同程度になっている。

図 8. リースター年金による政府補助の額



注. 以下の資料の掲載値を用いて、独自に描画を行った。

ドイツ連邦統計局 “Staatliche Förderung der Riester-Rente 2008” 12 ページ

“Staatliche Förderung der Riester-Rente 2010” 12 ページ

ドイツ年金保険組合 “RVaktuell 3/2015” 56 ページ

### 3. 年金額の改定

(1) 年金現在価値の算定式は、以下の通りである。賃金スライドを基本としつつ、年金保険料負担の変動と成熟度の変化とが反映する仕組みになっている。

$$AR_t = AR_{t-1} \times \frac{BE_{t-1}}{BE_{t-2}^*} \times \frac{100 - AVA_{t-1} - RVB_{t-1}}{100 - AVA_{t-2} - RVB_{t-2}} \times \left\{ \left( 1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}} \right) \times \alpha + 1 \right\}$$

$AR_t$  t年の年金現在価値（7月1日からの1年間）

$BE_{t-1}$  (t-1)年の1人当たり税込み報酬

(Bruttolöhne und -gehälter je Arbeitnehmer)

$BE_{t-2}^*$  公務員を除き、失業手当受給者を含めて計算した1人当たりの保険料賦課対象となる税込み報酬の変動を考慮して計算した(t-2)年の1人当たり税込み報酬<sup>脚注20</sup>

脚注20 “Rentenwertbestimmungsverordnung 2016” 14 ページの算定方法説明によると、

$$BE_{t-2}^* = BE_{t-2} \times \frac{\frac{BE_{t-2}}{BE_{t-3}}}{\frac{bBE_{t-2}}{bBE_{t-3}}}$$

と定義されている。(本稿における記号の使い方は、“Rentenwertbestimmungsverordnung 2015”の使い方と異なる。)ここで、 $BE_{t-2}$ 及び $BE_{t-3}$ は1人当たり税込み報酬である。また、 $bBE_{t-2}$ 及び $bBE_{t-3}$ は公務員を除き、失業手当受給者を含めて計算した1人当たりの保険料賦課対象となる税込み報酬である。

この方法は、2004年から2005年にかけての変動分(2006年改定は行われなかったが、行われたとした場合の賃金スライド)の算定から用いられている。この方法の導入前は「 $BE_{t-1}/BE_{t-2}$ 」にて、年金現在価値の算定がなされてい

〈Bruttolöhne und -gehälter je Arbeitnehmer im vorvergangenen Kalenderjahr unter Berücksichtigung der Veränderung der beitragspflichtigen Bruttolöhne und -gehälter je Arbeitnehmer ohne Beamte einschließlich der Bezieher von Arbeitslosengeld〉

AVA<sub>t-1</sub> (t-1)年の老齢保障比率 (単位: %) 〈Altersvorsorgeanteil〉

RVB<sub>t-1</sub> (t-1)年の一般年金保険の平均的な保険料率 (単位: %)

〈durchschnittlicher Beitragssatz in der allgemeinen Rentenversicherung〉

RQ<sub>t-1</sub> (t-1)年の年金受給者比率 〈Rentnerquotient〉

α 0.25

a. リースター係数

$\frac{100-AVA_{t-1}-RVB_{t-1}}{100-AVA_{t-2}-RVB_{t-2}}$  (2014年以降の年金現在価値の算定では  $\frac{100-AVA_{2012}-RVB_{t-1}}{100-AVA_{2012}-RVB_{t-2}}$  を用いる。)

脚注<sup>21</sup>をリースター係数〈Riester-Faktor〉と言う。年金保険料率が上昇した場合は、リースター係数は1を下回り、給付は抑制される。

2001年3月に成立した老齢資産補完法 (略称. Altersvermögensergänzungsgesetz 又は AVmEG 脚注<sup>22</sup>) により導入された。

b. 持続可能性係数

年金受給者比率は、失業手当受給者<sup>脚注<sup>23</sup></sup>を含めた保険料拠出者の人数に対する受給者の人数の比率として定義される。

$(1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}}) \times \alpha + 1$  を持続可能性係数〈Nachhaltigkeitsfaktor〉と言う。成熟度が高まれば  $1 - \frac{RQ_{t-1}}{RQ_{t-2}}$  は負値となるため、持続可能性係数は1を下回り、給付は抑制される。αは成熟度の変化を年金現在価値への程度反映させるかを調整するための係数であり、法定されている。

2004年3月に成立した公的年金保険持続法 (略称. RV-Nachhaltigkeitsgesetz 脚注<sup>24</sup>) により導入された。

(2) 2003年から2016年までの年金現在価値の推移を表6に示す。

た。本稿で「賃金スライド」と言う場合は、「BE<sub>t-1</sub>/BE<sub>t-2</sub>」又は「BE<sub>t-1</sub>/BE\*<sub>t-2</sub>」を意味するものとする。その都度の注記は行わない。

脚注<sup>21</sup> 2005年から2013年までの年金現在価値の算定方法は、社会法典第6編第255e条にて定められている。2014年以降の年金現在価値の算定方法は、社会法典第68条にて定められている。

脚注<sup>22</sup> Gesetz zur Ergänzung des Gesetzes zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens

脚注<sup>23</sup> 失業手当受給者の年金保険料は、税を財源として連邦雇用庁〈Bundesagentur für Arbeit〉が支払っている。

脚注<sup>24</sup> Gesetz zur Sicherung der nachhaltigen Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung

表 6. 年金現在価値の推移

年	旧西ドイツ			旧東ドイツ			②÷①
	年金現在価値 (ユーロ)		均衡 要求値	年金現在価値 (ユーロ)		均衡 要求値	
	①	改定率		②	改定率		
2003	26.13	1.04%	.	22.97	1.19%	.	87.9%
2004	26.13	0.00%	.	22.97	0.00%	.	87.9%
2005	26.13	0.00%	0.9825	22.97	0.00%	0.9870	87.9%
2006	26.13	0.00%	0.9825	22.97	0.00%	0.9870	87.9%
2007	26.27	0.54%	0.9825	23.09	0.54%	0.9870	87.9%
2008	26.56	1.10%	0.9825	23.34	1.10%	0.9870	87.9%
2009	27.20	2.41%	0.9825	24.13	3.38%	0.9870	88.7%
2010	27.20	0.00%	0.9619	24.13	0.00%	0.9817	88.7%
2011	27.47	0.99%	0.9715	24.37	0.99%	0.9857	88.7%
2012	28.07	2.18%	0.9929	24.92	2.26%	1.0000	88.8%
2013	28.14	0.25%	0.9954	25.74	3.29%	1.0000	91.5%
2014	28.61	1.67%	1.0000	26.39	2.53%	1.0000	92.2%
2015	29.21	2.10%	1.0000	27.05	2.50%	1.0000	92.6%
2016	30.45	4.25%	1.0000	28.66	5.95%	1.0000	94.1%

注 1. 以下の資料を参照して、独自に作表を行った。

2015 年までの計数

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zeitreihen 2015” 268-269 ページ

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2010” 24-25 ページ

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2013” 24-25 ページ

ドイツ年金保険組合 “Rentenversicherung in Zahlen 2015” 17 ページ及び 24-25 ページ

2016 年値“Rentenwertbestimmungsverordnung 2016”

注 2. 年金現在価値は、各年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までに適用となる。

注 3. 均衡要求値導入は 2007 年であり、2007 年 6 月 30 日までの均衡要求値が法定された。(b.参照)

注 4. 「②÷①」の欄の値は、独自に算出している。

a. 実際の年金現在価値算定では、定められた算定式を基礎としつつも、保護条項〈Schutzklausel<sup>脚注25</sup>〉により年金額の減額が生じない調整が行われている。

2004 年 3 月成立の公的年金保険持続法により保護条項は導入された。リースター係数及び持続可能性係数による年金額の調整は、結果として年金給付額の引下げに繋がる場合には適用されないとされた。

b. 均衡要求値〈Ausgleichsbedarf〉は、年金保険受給開始年齢調整法により導入された指標である。2005 年と 2006 年との引下げ停止分を反映して、2007 年 6 月 30 日までの均衡要求値は旧西ドイツ 0.9825、旧東ドイツ 0.9870<sup>脚注26</sup>と法定<sup>脚注27</sup>された。保険料率の安定

<sup>脚注25</sup> 年金保険受給開始年齢調整法により第 68a 条 “Schutzklausel” が社会法典第 6 編に追加となった。公的年金保険持続法で導入された「保護条項」は、第 68a 条追加により廃止となった社会法典第 6 編第 68 条第 6 項

Der Faktor für die Veränderung des durchschnittlichen Beitragssatzes in der Rentenversicherung der Arbeiter und der Angestellten und der Nachhaltigkeitsfaktor sind soweit nicht anzuwenden, als die Wirkung dieser Faktoren in ihrem Zusammenwirken den bisherigen aktuellen Rentenwert verringert oder einen geringer als bisher festzusetzenden aktuellen Rentenwert zusätzlich verringert.

によるものであり、“Schutzklausel”の表現は用いられていない。

<sup>脚注26</sup> 算定式に基づく改定が行われていたとすれば、旧西ドイツ 2005 年▲1.11%、2006 年▲0.65%、旧東ドイツ 2005 年▲1.00%、2006 年▲0.30%の引下げが発生していた。ドイツ年金保険組合“Rentenversicherung in Zeitreihen 2013” 270-271 ページを参照。

旧西ドイツ  $(1-0.0111) \times (1-0.0065) = 0.9889 \times 0.9935 = 0.98247215 \rightarrow 0.9825$

旧東ドイツ  $(1-0.0100) \times (1-0.0030) = 0.9900 \times 0.9970 = 0.98703 \rightarrow 0.9870$



を保証するために、2005年以降の年金額引下げ停止の埋合わせを2011年以降に行うこととなった。<sup>脚注28</sup>2011年以降の年金額引上げの際に、実際の引上げを算定式に基づく引上げの半分だけにする事で埋合わせはなされるが、均衡要求値が1に達するまでこの処理がつづく。

- c. 2009年改正<sup>脚注29</sup>により、賃金スライドにより下落が生じる場合でも年金額引下げは行わないとされたため、2010年改定では年金現在価値が2009年と同額で据え置かれた。(図9参照)

### (3) 2003年から2010年までの改定

#### a. 2003年改定<sup>脚注30</sup>

2001年から2002年にかけての賃金増加率は旧西ドイツ1.67%、旧東ドイツ1.82%であった。リースター係数は

$$(100\% - 19.1\% - 0.5\%) \div (100\% - 19.1\% - 0.0\%) = 0.99381\dots$$

より0.9938である。2003年の年金現在価値は、

$$\text{旧西ドイツ } 25.86 \text{ ユーロ} \times 1.0167 \times 0.9938 = 26.128\dots \text{ユーロ}$$

$$\text{旧東ドイツ } 22.70 \text{ ユーロ} \times 1.0182 \times 0.9938 = 22.969\dots \text{ユーロ}$$

より旧西ドイツ26.13ユーロ、旧東ドイツ22.97ユーロである。

#### b. 2004年から2006年までの改定<sup>脚注31</sup>

2004年改定は行われなかった。直近3年間の経済低成長と長期に渡る高い失業率とを踏まえた結果である。これにより、年金額引上げに伴う負担が軽減された。<sup>脚注32</sup>

2005年改定に際しては賃金スライドによる増分がわずかであったため、リースター係数と持続可能性係数とを乗じて改定を行うとすれば年金額引下げが生じる結果になった。しかし、保護条項により引下げは行われなかった。

2006年改定を行わないことが法定<sup>脚注33</sup>された。平均的な賃金下落により年金額削減が想定されていることと、年金額改定のためのデータ公表前に生じている不確実性を避けるべきと判断されたことから、2006年2月に閣議決定がなされた。

#### c. 2007年から2009年までの改定<sup>脚注34</sup>

算定式通りの年金額調整〈*rechnerische Rentenanpassung*〉がなされた。2008年年金額調整法〈*Gesetz zur Rentenanpassung 2008*〉により、社会法典第6編〈*Sechstes Buch Sozialgesetzbuch*〉(略称: SGB VI) 第255e条第3項で定められる老齢保障比率の引上げスケジュールが修正されたため、修正されなかった場合と比較するならば、2008年と

<sup>脚注27</sup> 社会法典第6編第255d条(2015年4月22日廃止)

(1) Der Ausgleichsbedarf beträgt zum 30. Juni 2007 0,9825.

(2) Der Ausgleichsbedarf (Ost) beträgt zum 30. Juni 2007 0,9870.

<sup>脚注28</sup> 社会法典第6編第255g条第2項(2015年4月22日廃止)

Bei der Bestimmung des aktuellen Rentenwerts für die Zeit vom 1. Juli 2007 bis zum 1. Juli 2010 ist § 68a Abs. 3 nicht anzuwenden.

の定めにより、均衡要求値が1になるまで埋合わせを行うことを定めた社会法典第6編第68a条第3項の規定が2007年7月1日から2010年7月1日までの期間は適用されない。

<sup>脚注29</sup> Gesetz zur Änderung des Vierten Buches Sozialgesetzbuch, zur Errichtung einer Versorgungsausgleichskasse und anderer Gesetze

<sup>脚注30</sup> ドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2005*”65ページ参照

<sup>脚注31</sup> 2004年改定はドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2005*”59ページ及び68ページを、2005年改定は同66ページを、2006年改定はドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2009*”109ページを参照している。

<sup>脚注32</sup> 同時に保険料率引上げが見送られている。

<sup>脚注33</sup> ドイツ連邦参議院の同意を得て、2006年6月にドイツ連邦議会は“*Gesetz über die Weitergeltung der aktuellen Rentenwerte ab 1. Juli 2006*”を可決した。

<sup>脚注34</sup> ドイツ連邦労働社会省“*Sozialbericht 2009*”111-112ページを参照。

2009年とのリースター係数<sup>脚注35</sup>による給付抑制効果は小さくなる。いずれの年も、持続可能性係数は1以上になったため、給付抑制には繋がらない。旧東ドイツの年金現在価値引上げに際しては旧西ドイツの水準以上の引上げを保障するため、2007年と2008年との改定時には旧西ドイツと同じ率が旧東ドイツの改定率とされた。(表7参照)

表7. 算定要素ごとの値 (2007-2009年)

	2007年		2008年		2009年	
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ
賃金スライド	1.0098	1.0049	1.0140	1.0054	1.0208	1.0305
リースター係数	0.9937		0.9949		1.0000	
持続可能性係数	1.0019		1.0022		1.0031	
改定率	0.54%	0.04% 注2→ 0.54%	1.10%	0.26% 注2→ 1.10%	2.41%	3.38%

注1. ドイツ連邦労働社会省“Sozialbericht 2009”111-112ページを参照して、独自に作表を行った。

注2. 旧東ドイツの年金現在価値引上げに際しては、旧西ドイツの水準以上の引上げが保障されている。

#### d. 2010年改定<sup>脚注36</sup>

旧西ドイツにおける2010年の年金現在価値は、算定式通りの年金額調整がなされるのであれば▲2.10%<sup>脚注37</sup>の減額になるところであるが、保護条項により据え置かれた。(図9参照)

賃金スライド

$$= 2009年の1人当たり税込み報酬 \div 2008年の1人当たり税込み報酬 \\ = 28,639 \text{ ユーロ} \div 28,918 \text{ ユーロ} = 0.99035\cdots \rightarrow 0.9904 \rightarrow \blacktriangle 0.96\%$$

リースター係数

$$= (100\% - 2.5\% - 19.9\%) \div (100\% - 2.0\% - 19.9\%) \\ = 0.99359\cdots \rightarrow 0.9936 \rightarrow \blacktriangle 0.64\%$$

持続可能性係数

$$= \{1 - (14,700 \text{ 千人} \div 27,032 \text{ 千人})\} \div (14,651 \text{ 千人} \div 27,495 \text{ 千人}) \times 0.25 + 1 \\ = (1 - 0.5438 \div 0.5329) \times 0.25 + 1 = 0.99488\cdots \rightarrow 0.9949 \rightarrow \blacktriangle 0.51\%$$

脚注35 修正されなかった場合のリースター係数は、以下の通りである。

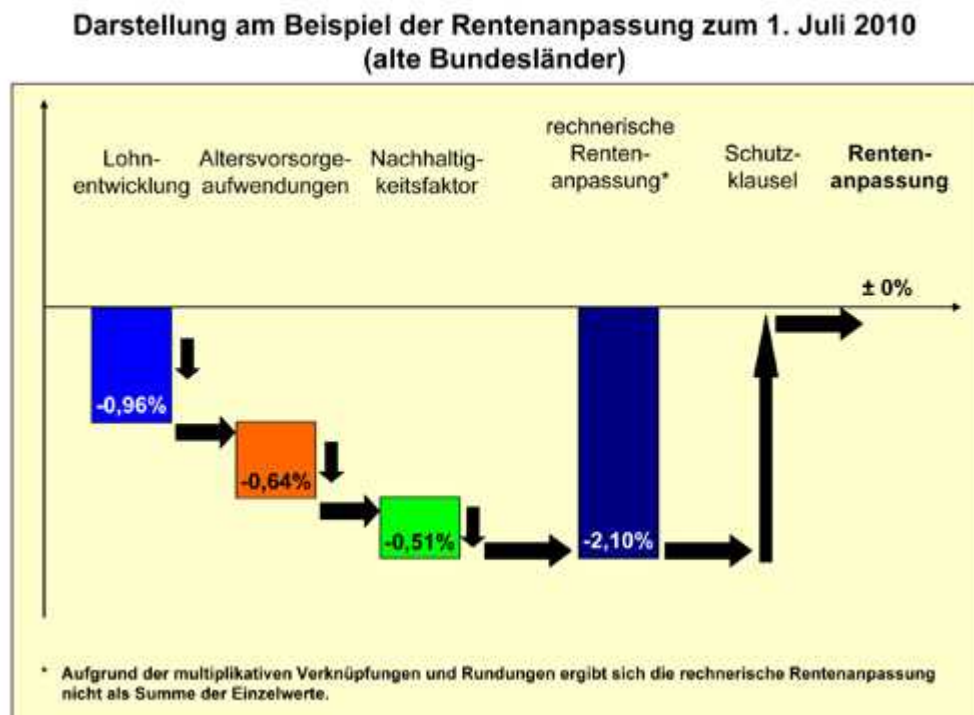
$$2008年 (100\% - 2.5\% - 19.9\%) \div (100\% - 2.0\% - 19.5\%) = 77.6\% \div 78.5\% = 0.98853\cdots \rightarrow 0.9885$$

$$2009年 (100\% - 3.0\% - 19.9\%) \div (100\% - 2.5\% - 19.9\%) = 77.1\% \div 77.6\% = 0.99355\cdots \rightarrow 0.9936$$

脚注36 “Rentenwertbestimmungsverordnung 2010”参照

脚注37  $0.9904 \times 0.9936 \times 0.9949 = 0.97904\cdots \rightarrow 0.9790 \rightarrow \blacktriangle 2.10\%$

図 9. 2010 年 7 月 1 日時点の年金額調整 (旧西ドイツ)



注. ドイツ連邦労働社会省サイトから入手した図である。(掲載は終了していると平成 28 (2016) 年 8 月 25 日に判断した。)

旧東ドイツの 2010 年賃金スライドは 0.61% であり、算定式通りの年金額調整がなされるならば、

$$1.0061 \times 0.9936 \times 0.9949 = 0.99456 \dots \rightarrow 0.9946 \rightarrow \blacktriangle 0.54\%$$

となる。

2010 年 7 月 1 日時点における均衡要求値は、

$$\text{旧西ドイツ } 0.9825 \times 0.9790 \text{ (脚注 37 参照)} = 0.9618675$$

$$\text{旧東ドイツ } 0.9870 \times 0.9946 = 0.9816702$$

より、旧西ドイツ 0.9619、旧東ドイツ 0.9817 である。

#### (4) 2011 年から 2014 年までの改定

旧西ドイツにおける 2011 年の年金現在価値が、算定式通りの年金額調整により得られるのであれば 27.74 ユーロである。

$$27.20 \text{ ユーロ} \times 1.0310 \times 0.9936 \times 0.9954 = 27.735 \dots \text{ ユーロ} \rightarrow 27.74 \text{ ユーロ}$$

但し、過去に行われなかった年金額引下げ分を埋め合わせるために、2011 年の年金額引上げを抑制する必要がある。このため、以下の計算処理を行う。

a. 調整係数 (Anpassungsfaktor) を算出する。

$$27.74 \text{ ユーロ} \div 27.20 \text{ ユーロ} = 1.01985 \dots \rightarrow 1.0199$$

b. 増加率を半減することになっているため、調整係数の 2 分の 1 を算出する。

$$(1.0199 - 1) \div 2 + 1 = 1.00995 \rightarrow 1.0100$$

c. 調整係数の 2 分の 1 を 2010 年年金現在価値に乗じる。

$$27.20 \text{ ユーロ} \times 1.0100 = 27.4720 \text{ ユーロ} \rightarrow 27.47 \text{ ユーロ}$$

d. 旧西ドイツにおける 2011 年の年金現在価値は 27.47 ユーロである。

$$27.47 \text{ ユーロ} \div 27.20 \text{ ユーロ} = 1.00992\cdots \rightarrow 1.0099 \rightarrow 0.99\%$$

より、改定率は 0.99% である。また、2011 年 7 月 1 日時点における均衡要求値は、

$$0.9619 \times 1.0100 = 0.971519$$

より 0.9715 である。

e. 同様の計算処理(表 8 参照)により、2012 年及び 2013 年の年金現在価値が算出される。

2014 年の年金現在価値算出に際して同様の計算処理を行った場合、前年の均衡要求値と調整係数の 2 分の 1 とを乗じた値が 1.0061 (1 以上) になったことから、埋合わせは終了したと判定される。2013 年の均衡要求値に調整係数を乗じた値により 2014 年の年金額引上げが行われる。

$$0.9954 \times 1.0213 = 1.01660202 \rightarrow 1.0166$$

$$28.14 \text{ ユーロ} \times 1.0166 = 28.607124 \text{ ユーロ} \rightarrow 28.61 \text{ ユーロ}$$

$$28.61 \text{ ユーロ} \div 28.14 \text{ ユーロ} = 1.01670\cdots \rightarrow 1.67\%$$

表 8. 年金現在価値の算出 (旧西ドイツ)

	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
前年年金現在価値 (ユーロ) ①	27.20	27.47	28.07	28.14
前年均衡要求値 ②	0.9619	0.9715	0.9929	0.9954
賃金スライド ③	1.0310	1.0295	1.0150	1.0138
リースター係数 ④	0.9936	0.9935	0.9974	1.0092
持続可能性係数 ⑤	0.9954	1.0209	0.9928	0.9981
算定式通りの年金額調整 (ユーロ) ⑥=①×③×④×⑤	27.74	28.68	28.21	28.74
調整係数 ⑦=⑥÷①	1.0199	1.0440	1.0050	1.0213
調整係数の 2 分の 1 ⑧=(⑦-1)÷2+1	1.0100	1.0220	1.0025	1.0107
当年均衡要求値 ②×⑧	0.9715	0.9929	0.9954	1.0061 注 4→ 1.0000
⑨=②×⑦	.	.	.	1.0166
当年年金現在価値 (ユーロ) ⑩=①×⑧ (⑨注 5)	27.47	28.07	28.14	28.61
改定率 ⑩÷①	0.99%	2.18%	0.25%	1.67%

注 1. 各年の“Rentenwertbestimmungsverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注 2. 年金現在価値は、各年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までに適用となる。

注 3. 2012 年の持続可能性係数と 2014 年のリースター係数とは 1 以上になったため、給付抑制には繋がらない。

注 4. 2014 年の「②×⑧」が 1 以上になったことから、2014 年の均衡要求値は 1.0000 となる。

注 5. 2014 年の「②×⑧」が 1 以上になったことから、年金現在価値は「①×⑨」により算出される。

旧東ドイツでも、基本的には旧西ドイツと同様の処理がなされる。但し、旧東ドイツの年金現在価値引上げに際しては旧西ドイツの水準以上の引上げを保障するため、2011 年の改定時には旧西ドイツと同じ率が旧東ドイツの改定率とされた。2012 年に埋合わせは終了したため、2013 年と 2014 年との年金現在価値は算定式通りの年金額調整により得られる。以下、2011 年の計算処理を詳述する。他の年の計算処理については、表 9 を参照すること。

f. 算定式通りの年金額調整による額算出を行う。

$$24.13 \text{ ユーロ} \times 1.0255 \times 0.9936 \times 0.9954 = 24.473 \dots \text{ユーロ} \rightarrow 24.47 \text{ ユーロ}$$

g. 調整係数、調整係数の2分の1及び調整係数の2分の1を2010年年金現在価値に乘じた額を算出する。これにより得られる額が2011年年金現在価値である場合、改定率は0.70%になる。

$$24.47 \text{ ユーロ} \div 24.13 \text{ ユーロ} = 1.01409 \dots \rightarrow 1.0141$$

$$(1.0141 - 1) \div 2 + 1 = 1.00705 \rightarrow 1.0071$$

$$24.13 \text{ ユーロ} \times 1.0071 = 24.301323 \text{ ユーロ} \rightarrow 24.30 \text{ ユーロ}$$

$$24.30 \text{ ユーロ} \div 24.13 \text{ ユーロ} = 1.00704 \dots \rightarrow 1.0070 \rightarrow 0.70\%$$

h. 0.70%ではなく0.99%が旧東ドイツの改定率として設定される。旧東ドイツにおける2011年の年金現在価値は24.37ユーロになる。

$$24.13 \text{ ユーロ} \times 1.0099 = 24.368887 \text{ ユーロ} \rightarrow 24.37 \text{ ユーロ}$$

i. 24.37ユーロに対する算定式通りの年金額調整による額である24.47ユーロの比率1.0041分の埋合わせが行われる。均衡要求値は0.9857となる。

$$24.47 \text{ ユーロ} \div 24.37 \text{ ユーロ} = 1.00410 \dots \rightarrow 1.0041$$

$$0.9817 \times 1.0041 = 0.98572497 \rightarrow 0.9857$$

表 9. 年金現在価値の算出 (旧東ドイツ)

	2011年	2012年	2013年	2014年
前年年金現在価値 (ユーロ) ①	24.13	24.37	24.92	25.74
前年均衡要求値 ②	0.9817	0.9857	1.0000	1.0000
賃金スライド ③	1.0255	1.0228	1.0432	1.0178
リースター係数 ④	0.9936	0.9935	0.9974	1.0092
持続可能性係数 ⑤	0.9954	1.0209	0.9928	0.9981
算定式通りの年金額調整 (ユーロ) ⑥=①×③×④×⑤	24.47	25.28	25.74	26.39
調整係数 ⑦=⑥÷①	1.0141	1.0373	.	.
調整係数の2分の1 ⑧=(⑦-1)÷2+1	1.0071	1.0187	.	.
旧西ドイツの改定率適用 ⑨	1.0099	.	.	.
当年年金現在価値 (ユーロ) ⑩=①×⑨	24.37	.	.	.
⑪=⑥÷⑩	1.0041	.	.	.
当年均衡要求値	2011年 ②×⑪ 2012年 ②×⑧ 2013年以降 1.0000	0.9857	1.0041 注4→ 1.0000	1.0000 1.0000
⑫=②×⑦	.	1.0225	.	.
当年年金現在価値 (ユーロ) ⑬ 注5	24.37	24.92	25.74	26.39
改定率 ⑬÷①	0.99%	2.26%	3.29%	2.53%

注1. 各年の“Rentenwertbestimmungsverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注2. 年金現在価値は、各年7月1日から翌年6月30日までに適用となる。

注3. 2012年の持続可能性係数と2014年のリースター係数とは1以上になったため、給付抑制には繋がらない。

注4. 2012年の「②×⑧」が1以上になったことから、2012年の均衡要求値は1.0000となる。

注5. 2011年は⑩、2012年は「①×⑫」により算出される値、2013年及び2014年は⑥（算定式通りの値）になる。

#### (5) 2015以降の改定

算定式通りの年金額調整がなされる。年金現在価値の算出過程は下表を参照すること。

表 10. 年金現在価値の算出（2015-2016年）

	2015年		2016年	
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ
前年年金現在価値（ユーロ） ①	28.61	26.39	29.21	27.05
賃金スライド ②	1.0208	1.0250	1.0378	1.0548
リースター係数 ③	1.0000 <sup>注2</sup>		1.0026 <sup>注3</sup>	
持続可能性係数 ④	1.0001		1.0018	
当年年金現在価値（ユーロ） ⑤=①×② ×③×④	29.21	27.05	30.45	28.66
改定率 ⑤÷①	2.10%	2.50%	4.25%	5.95%

注1. 各年の“Rentenwertbestimmungsverordnung”を利用して、独自に作表を行った。

注2. 2013年の保険料率及び2014年の保険料率は、いずれも18.9%である。

注3. 保険料率が2014年18.9%、2015年18.7%であるため、

$$(100 - 4.0 - 18.7) / (100 - 4.0 - 18.9) = 1.00259\dots$$

より、リースター係数は1.0026である。リースター係数が年金現在価値引上げに寄与している。

## 4. 将来推計人口

(1) 2015年4月にドイツ連邦統計局〈Statistisches Bundesamt〉により“Bevölkerung Deutschlands bis 2060 - 13. koordinierte Bevölkerungsvorausberechnung”（以下「第13次推計人口」と言う。）が公表された。<sup>脚注38</sup> 第13次推計人口は2011年国勢調査結果を反映した2013年末値を起点とし、2060年までの将来推計人口を示している。推計人口により、総人口だけでなく年齢構成の将来変化が数量的に示され、人口動態の把握が可能となる。

(2) 出生率、死亡率及び純移民について複数の前提が設定されている。8通りの推計とこれとは別にモデル計算として3通りの計算結果とが示されている。（表15参照）モデル計算は分析のためにある。

(3) 予め前提を設定したコーホート要因法<sup>脚注39</sup>〈Kohorten-Komponenten-Methode mit

<sup>脚注38</sup> [https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2015/04/PD15\\_153\\_12421.html](https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2015/04/PD15_153_12421.html)

英文版“GERMANY'S POPULATION BY 2060 - Results of the 13th coordinated population projection”（本稿では、英文版の報告書を「英文版報告書」と言う。）

[https://www.destatis.de/EN/Publications/Specialized/Population/GermanyPopulation2060\\_5124206159004.pdf?\\_blob=publicationFile](https://www.destatis.de/EN/Publications/Specialized/Population/GermanyPopulation2060_5124206159004.pdf?_blob=publicationFile)

<sup>脚注39</sup> コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にもなって生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。詳細は、以下のサイトを参照すること。

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/hcon12.html>

deterministischen Annahmen) を用いて、推計人口は作成される。この方法では、出生動向、死亡率及び移民の前提が設定され、年ごとの人口が作成される。

#### a. 出生動向

将来の出生数は女性の人数と一人の女性の出生数とによって定まる。

過去 40 年間、出生率は 1.3 から 1.5 程度の低い水準で安定的に推移していた。15 歳以上 30 歳未満の女性の出生率低下を補うように、30 歳以上 50 歳未満の女性の出生率が上昇した。この傾向がつづくものとして、将来の出生動向が仮定される。

「概ね安定的に推移する」基本前提は、過去数十年間の傾向がつづく前提である。30 歳未満女性の出生率は今後の 12 年間で更に減少し、これを補うように高年齢層の出生率が上昇、合計特殊出生率は 1.4 で安定的に推移する。35 歳以上女性の出生率は 2028 年に最高値に達するという見通しであり、最高値はスウェーデン女性の実績値を参照している。2028 年まで、平均的な出産年齢は上昇する。

「若干増加する」前提は、理論的な可能値としての設定である。30 歳未満女性の出生率は今後 10 年間は安定し、高年齢層の出生率は上昇すると仮定されている。2028 年までに合計特殊出生率は 1.6 へ、出産年齢は 9 か月上昇し、その後一定となる。

表 11. 合計特殊出生率等の前提

	合計特殊出生率	母親の平均的な出産年齢
2013 年 実績値	1.4	30.7 歳
基本前提 概ね安定的	1.4	2028 年までに 31.8 歳へ到達し、その後は一定。
若干上昇	2028 年までに 1.6 へ上昇し、その後は一定。	2028 年までに 31.4 歳へ到達し、その後は一定。

注. 英文版報告書 33 ページから引用。

#### b. 死亡率

140 年以上前から死亡率は低下し、平均余命の伸長はつづいている。1871 年から 1881 年にかけての平均寿命は男性 35.6 歳、女性 38.4 歳であった。2010 年から 2012 年にかけての同値は男性 77.7 歳、女性 82.8 歳であると見込まれている。この伸長の原因は死亡率の著しい低下にある。乳幼児の低下が特に著しいが、高齢者も長寿化している。1871 年から 1881 年にかけての 65 歳男性の平均余命は 9.6 年、女性 10.0 年である。2010 年から 2012 年にかけての 65 歳男性の平均余命は 17.5 年 (+7.9 年)、女性 20.7 年 (+10.7 年) であり、65 歳の者の平均余命伸長については 1970 年頃から特に著しくなった。

表 12. 2060 年の平均余命

		2010 年から 2012 年まで の実績を基礎 にした値 (a)	2060 年の平均余命		差 (原注)	
			基本前提 (b)	高位前提 (c)	(b)-(a)	(c)-(a)
0 歳	男性 ①	77.7 年	84.8 年	86.7 年	7.0 年	9.0 年
	女性 ②	82.8 年	88.8 年	90.4 年	6.8 年	7.6 年
	差 ②-①	5.1 年	4.0 年	3.7 年	▲1.0 年	▲1.4 年
65 歳	男性 ③	17.5 年	22.0 年	23.7 年	4.5 年	6.2 年
	女性 ④	20.7 年	25.0 年	26.5 年	4.3 年	5.8 年
	差 ④-③	3.3 年	3.1 年	2.9 年	▲0.2 年	▲0.4 年

原注. 四捨五入により、表中数値による計算結果と端数で一致しないことがある。

注 1. 英文版報告書 36 ページから引用。

注 2. 平均余命は死亡率により定まる。死亡率の前提は、平均余命として示されている。

#### c. 純移民

純移民の人数は、入国する移民の人数から出国する移民の人数を控除することで定義される。

出生率や平均余命と異なり、純移民の人数傾向は過去の傾向に近くなるとは限らない。一方、何らかの政治、経済、人口、更には環境の影響により自国から離れる者の動向や、ドイツの移民政策及びドイツが社会経済面で魅力的と思われることの影響を受けやすい。実績の純移民の人数は変動が大きくなりがちであり、前提値は長期的な平均値と解釈する必要がある。

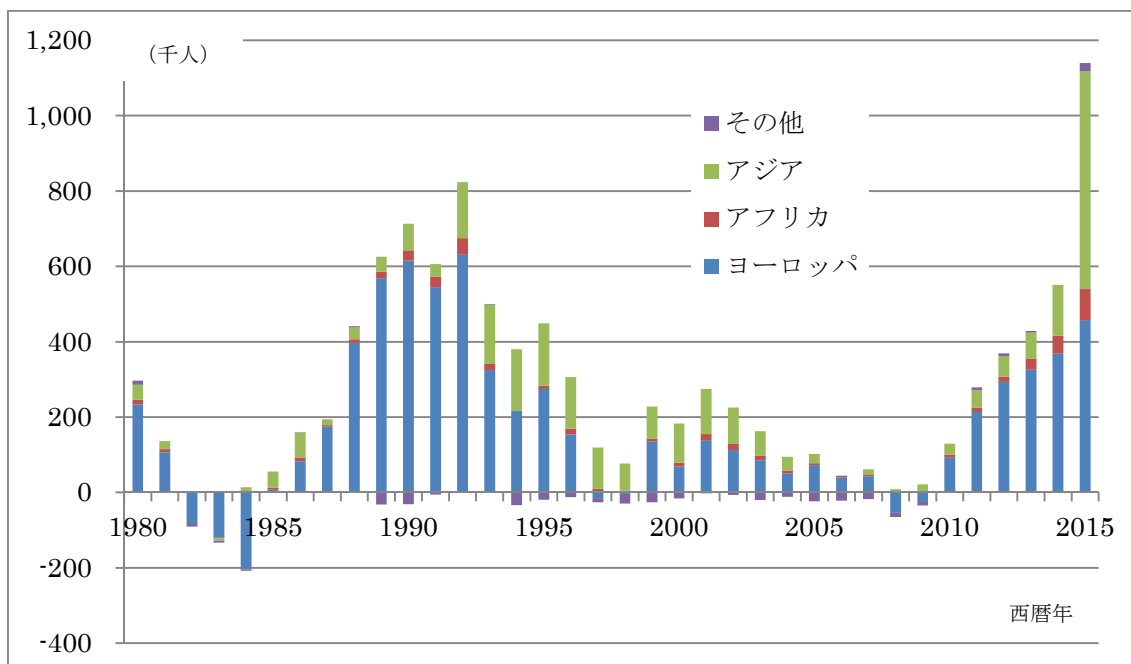
表 13. 純移民の人数前提

	10 万人前提 (移民低位)	20 万人前提 (移民高位)
2014 年	50 万人	50 万人
2015 年	50 万人	50 万人
2016 年	35 万人	45 万人
2017 年	30 万人	40 万人
2018 年	25 万人	35 万人
2019 年	20 万人	30 万人
2020 年	15 万人	25 万人
2021 年から 2060 年までの各年	10 万人	20 万人
2021 年から 2060 年までの累積値	625 万人	1,075 万人
推計期間を通しての年平均	凡そ 13 万人	凡そ 23 万人

注. 英文版報告書 40 ページから引用。



図 10. 純移民の人数動向（1980-2015 年）



注 1. 英文版報告書 37 ページを参照し、<https://www-genesis.destatis.de/genesis/online> から取得したデータ（コード選択「12711-0003」）を用いて、独自に描画を行った。

注 2. ドイツへ入国した者の入国前所在国又はドイツから離れる者の行き先国の位置する大陸別の集計結果である。

注 3. その他には国の分類ができない者や不明の者等を含む。

表 14. 総人口に対する純移民の人数の比率

			10 万人前提 (移民低位)	20 万人前提 (移民高位)
2013 年 実績値	総人口	①	80,646 千人	80,646 千人
	純移民の人数	②	429 千人	429 千人
	比率	②÷①	0.53%	0.53%
2021 年	総人口	③	81,354 千人	81,928 千人
	純移民の人数	④	100 千人	200 千人
	比率	④÷③	0.12%	0.24%
2060 年	総人口	⑤	67,771 千人	73,222 千人
	純移民の人数	⑥	100 千人	200 千人
	比率	⑥÷⑤	0.15%	0.27%

注 1. 英文版報告書 40 ページと 53 ページとを参照し、以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に作表を行った。

<https://www-genesis.destatis.de/genesis/online>

注 2. n 年の総人口は「{(n-1 年 12 月 31 日の総人口)+(n 年 12 月 31 日の総人口)}÷2」により得ている。

(4) 第 13 次推計人口では、出生率、平均余命及び純移民の前提の組み合わせ方法を変更して計算された 8 通りの推計結果が示されている。8 通り全ての推計結果で、ドイツの人口

は減少し、少子高齢化が進行することが確認されている。<sup>脚注40</sup>

表 15. 前提別 2060 年の従属人口指数

	前提の組み合わせ			2060 年の従属人口指数		
	合計特殊出生率	2060 年の平均寿命	年間の純移民数	20 歳未満 ①	65 歳以上 ②	①+② (原注)
推計 1 移民低位	基本前提 概ね安定 1.4	基本前提	10 万人	31.8%	64.9%	96.7%
推計 2 移民高位		男性 84.8 年 女性 88.8 年	20 万人	31.6%	61.1%	92.8%
推計 3 高齢化進行		男性 86.7 年 女性 90.4 年	10 万人	31.8%	69.4%	101.1%
推計 4			20 万人	31.6%	65.3%	96.9%
推計 5	若干上昇 2028 年 までに 1.6 へ。	基本前提	10 万人	35.9%	61.9%	97.8%
推計 6 相対的に若い		男性 84.8 年 女性 88.8 年	20 万人	35.6%	58.8%	94.1%
推計 7		男性 86.7 年 女性 90.4 年	10 万人	35.9%	66.2%	102.0%
推計 8			20 万人	35.6%	62.4%	98.0%
モデル計算	純移民 ゼロ	基本前提	ゼロ	32.1%	67.6%	99.8%
	純移民 30 万人	基本前提 概ね安定 1.4	30 万人	31.3%	57.2%	88.5%
	合計特殊 出生率 2.1	2.1	10 万人	49.6%	52.4%	102.0%

原注. 四捨五入により、表中数値による計算結果と端数で一致しないことがある。

注 1. 英文版報告書 43-52 ページを参照し、以下のサイトに掲載の Excel ファイル格納値を利用して、独自に作表を行った。

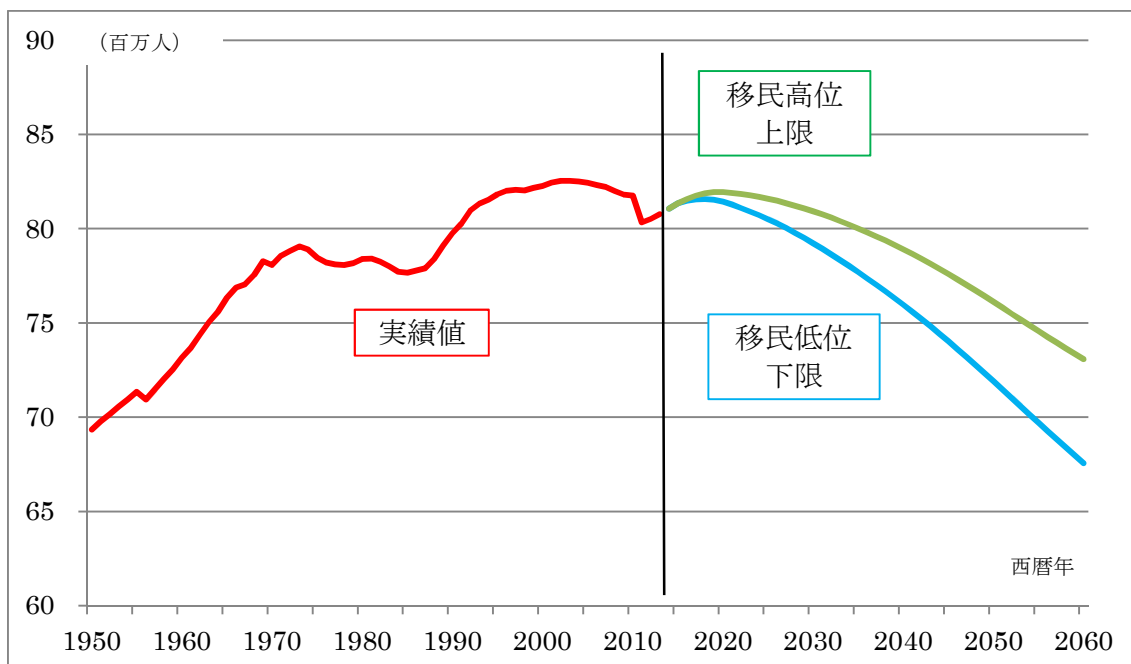
<https://www.destatis.de/DE/Publikationen/Thematisch/Bevoelkerung/VorausberechnungBevoelkerung/BevoelkerungDeutschland2060.html>

注 2. 20 歳未満の従属人口指数（若年人口指数）は、20 歳以上 65 歳未満の人口に対する 20 歳未満の人口の比率である。65 歳以上の従属人口指数（老年人口指数）は、20 歳以上 65 歳未満の人口に対する 65 歳以上の人口の比率である。

- (5) 8 つの推計結果のうち最も重要な結果は、合計特殊出生率と死亡率とは基本前提を採用し、純移民については「移民低位（推計 1）」又は「移民高位（推計 2）」の前提を採用して得られる結果である。

<sup>脚注40</sup> 分析のためのモデル計算として、人口置換水準である合計特殊出生率 2.1 を前提にした推計結果が示されている。この結果では、2013 年値を 100 とした場合、2060 年の総人口は 106.4、20 歳未満人口は 143.7 になる。

図 11. 1950年から2060年までの人口推移

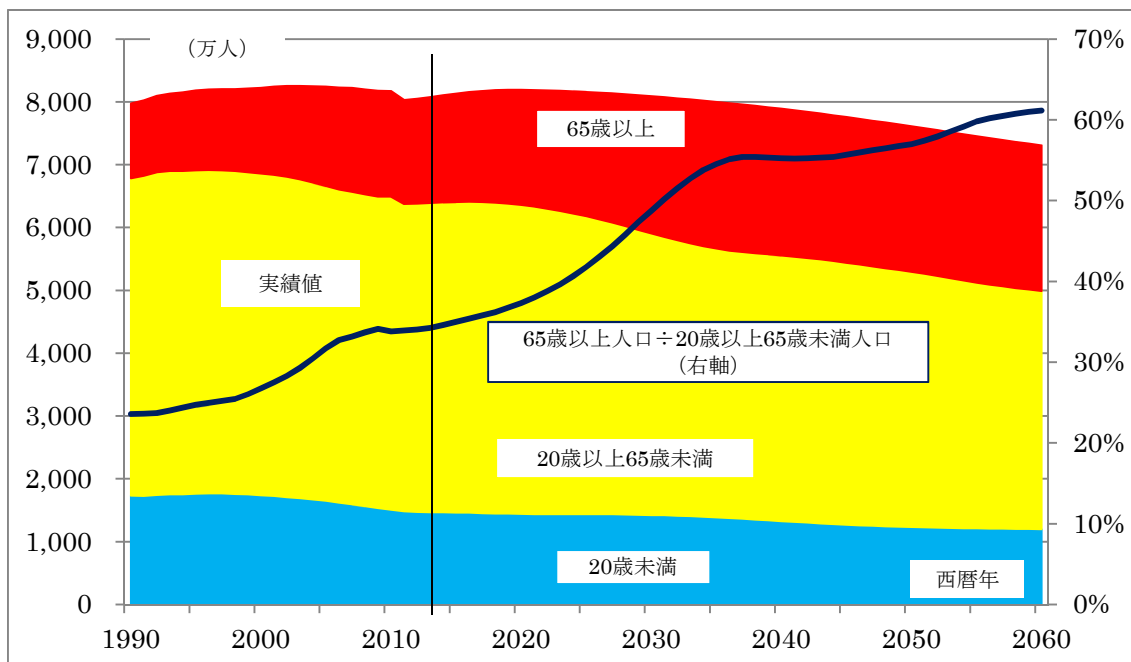


注. 英文版報告書 15 ページ掲載図を参照し、以下のサイトから取得したデータを用いて、独自に描画を行った。

[https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/SocietyState/Population/CurrentPopulation/Tables/\\_lrbev01.html](https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/SocietyState/Population/CurrentPopulation/Tables/_lrbev01.html) (2011年国勢調査反映後)

<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesellschaftStaat/Bevoelkerung/Bevoelkerungsvorausberechnung/Bevoelkerungsvorausberechnung.html>

図 12. 年齢階級別人口の推移 (移民高位)



注 1. <https://www-genesis.destatis.de/genesis/online> から取得したデータ (コード選択「12411-0005」) を用いて、独自に描画を行った。

注 2. 各年の年末人口である。

2011年から2013年にかけての純移民の大幅な増加により、2003年から2010年にかけての人口減少が停止し、ドイツの総人口は再度増加に転じている。しかしながら、人口減少は今後もつづき、今回の変動は一時的なものと想定される。純移民の大幅な増加により2013年の総人口は80.8百万人まで増加、今後の5年から7年程度は増加がつづき、その後減少、2013年水準に戻るのは早くも2023年であると見込まれている。2060年には、総人口の規模は67.6百万人（移民低位）から73.1百万人（移民高位）までの範囲に位置する。2060年の人口規模が最大になる推計8（表15参照）の結果によれば、総人口は凡そ78.6百万人になるが、これは2013年値よりも小さくなっている。

## 5. 年金保険報告書

### (1) 報告書の役割

社会法典第6編第154条<sup>脚注41</sup>第1項及び第3項に基づき、ドイツ連邦政府〈Bundesregierung〉は、毎年11月30日までに年金保険報告書〈Rentenversicherungsbericht〉を立法府へ提出する義務を負う。ドイツ連邦労働社会省〈Bundesministerium für Arbeit und Soziales〉が報告書作成を行っている。報告書には、以下の内容が記載される。

- a. 公的年金の財政状況。中期の経済状況に対する現時点の評価を基礎とした、今後5年間の財政見通しが特に重要である。
- b. 税引き前標準年金の水準〈Sicherungsniveau vor Steuern〉が2020年までに46%を、2030年までに43%を下回らないかどうか、一般年金保険の保険料率が2020年までに20%を、2030年までに22%を上回らないかどうかを15年間の中位推計にて確認した結果。社会法典第6編第154条第3項に基づく。
- c. 旧西ドイツと比較した旧東ドイツの年金動向の予測。ドイツ連邦参議院〈Bundesrat〉が1999年年金保険報告書にて示した見解に基づく。
- d. 受給開始年齢引上げが労働市場の状況、年金制度の財政及び他の公的財政へどのような影響を与えるかについての見込み。社会法典第6編第154条第1項第3号に基づく。

2015年11月16日に“Rentenversicherungsbericht 2015”<sup>脚注42</sup>が公表された。以下、当該報告書に沿って、一般年金保険の財政検証の紹介を行う。

### (2) 基礎的な前提

- a. 現行法を前提にしている。

#### b. 5年推計の賃金及び労働市場

2015年10月14日にまとめられた“Gesamtwirtschaftliche Vorausschätzungen〈マクロ経済の予測〉”に1人当たり賃金総額（グロス）の伸び率、被用者の人数の伸び率及び失業者数（表16参照）が示されている。

<sup>脚注41</sup> [http://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_6/\\_154.html](http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_6/_154.html)

<sup>脚注42</sup>

<http://www.bmas.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/2015/solide-finanzen-stabile-beitraege-verlaessliche-rente.html>

表 16. 1人当たり賃金総額（グロス）の伸び率、被用者の人数の伸び率及び失業者数

年	1人当たり賃金総額（グロス） 伸び率	被用者の 人数 伸び率	失業者数 （単位：千人）
2015	+3.0%	+1.0%	2,801
2016	+2.6%	+0.9%	2,861
2017	+2.7%	+0.8%	2,941
2018	+2.8%	+0.2%	3,022
2019	+2.8%	+0.2%	3,105

注. “Rentenversicherungsbericht 2015” 46 ページからの引用。

これを基に、旧西ドイツと旧東ドイツとの別に、保険料賦課対象となる賃金の伸び率及び公務員を除く被用者の人数の伸び率を設定している。

表 17. 保険料賦課対象となる賃金の伸び率及び公務員を除く被用者の人数の伸び率

年	保険料賦課対象となる 賃金の伸び率		公務員を除く 被用者の人数の伸び率	
	旧西ドイツ	旧東ドイツ	旧西ドイツ	旧東ドイツ
2015	+2.95%	+3.06%	+1.08%	+1.05%
2016	+2.60%	+2.70%	+0.99%	+0.95%
2017	+2.70%	+2.80%	+0.90%	+0.85%
2018	+2.80%	+2.90%	+0.23%	+0.21%
2019	+2.80%	+2.90%	+0.23%	+0.19%

注. “Rentenversicherungsbericht 2015” 46 ページからの引用。

#### c. 15年推計の賃金及び労働市場

##### ア) 旧西ドイツの保険料賦課対象となる賃金の伸び率

- ・中位前提では2020年2.8%、2021年以降3.0%。
- ・2015年以降、低位前提は中位前提よりも1%低く、高位前提は中位前提よりも1%高い。

##### イ) 旧東ドイツの平均的な賃金上昇率

旧東ドイツの賃金水準は2030年に旧西ドイツの水準に到達するという条件の下、2021年から2029年までは低位前提4.3%、中位前提5.3%及び高位前提6.3%。

##### ウ) 旧西ドイツの被用者数

2015年の約31.1百万人から2029年には低位前提では約28.7百万人、中位前提では約30.0百万人となり、高位前提では31.3百万人になる。

##### エ) 旧東ドイツの被用者数

2015年の約5.6百万人から2029年には低位前提では約5.0百万人、中位前提では約5.2百万人、高位前提では約5.4百万人になる。

#### d. 人口

2011年国勢調査結果を反映した第13次推計人口の結果<sup>脚注43</sup>を基礎とし、最近の傾向を踏まえて平均余命や純移民の動向を見直した上で、以下の前提が採用されている。

- ア) 合計特殊出生率は1.4程度
- イ) 2030年の65歳の者の平均余命は男性19.1年、女性22.5年である。
- ウ) 年間純移民数は20万人

### (3) 財政見直し

#### a. 5年推計

保険料率は2016年も18.7%が維持され、2020年まで保険料率18.7%がつづくという前提の下、表18に示す見通しが得られている。2014年末に350億ユーロ(1.91月分)であった持続可能性積立金は、2015年末には337億ユーロ(1.75月分)になると見込まれている。その後、持続可能性積立金は毎年減少をつづけ、2019年末には149億ユーロ(0.67月分)になる。

表 18. 5年間の収支状況見直し

金額の単位：百万ユーロ		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
収入計 ①		270,162	278,905	290,567	299,207	308,635
	(再掲) 保険料収入②	206,519	213,551	221,780	228,469	235,376
	国庫補助③	62,424	64,362	67,768	69,668	72,155
支出計 ④		272,109	283,296	294,840	304,248	314,955
	(再掲) 年金給付⑤	236,237	245,682	255,910	264,124	273,493
収支差 ①-④		▲1,947	▲4,392	▲4,272	▲5,042	▲6,321
資産	年末の持続可能性積立金⑥	33,664	29,492	25,547	20,848	14,928
	前年からの増減	▲1,363	▲4,172	▲3,945	▲4,699	▲5,920
	1か月分の支出⑦	19,245	20,091	20,849	21,546	22,303
	持続可能性積立金の比率⑥÷⑦	1.75	1.47	1.23	0.97	0.67
収入計に対する保険料収入の比率 ②÷①		76.4%	76.6%	76.3%	76.4%	76.3%
収入計に対する国庫補助の比率 ③÷①		23.1%	23.1%	23.3%	23.3%	23.4%
年金給付に対する国庫補助の比率 ③÷⑤		26.4%	26.2%	26.5%	26.4%	26.4%

注. “Rentenversicherungsbericht 2015” 30 ページ掲載表を参照し、独自に作表を行った。

#### b. 15年推計

保険料率は2016年も18.7%が維持され、中位推計では2020年まで保険料率18.7%がつづくという前提の下、2025年20.4%、2029年21.5%と推移する。

税引き前標準年金の月当たり額は2014年1,287ユーロから2029年1,824ユーロとなり、41%増加しており、年平均2%の増加<sup>脚注44</sup>になっている。税引き前標準年金の水準は2014年48.1%から2020年47.6%、2029年44.6%になる。

<sup>脚注43</sup> 2009年から2014年までの報告書では第12次推計人口の結果を基礎とし、2015年の報告書では第13次推計人口の結果を基礎としている。

<sup>脚注44</sup>  $1,824 \text{ ユーロ (2029年値)} \div 1,287 \text{ ユーロ (2014年値)} = 1.41724 \dots \rightarrow 41\% \text{ 増}$   
 $(1,824 \text{ ユーロ (2029年値)} \div 1,287 \text{ ユーロ (2014年値)})^{1/15} = 1.02352 \dots \rightarrow \text{年平均} 2\% \text{ 増}$

保険料率と税引き前標準年金の水準とに関する 2020 年までの目標と 2030 年まで<sup>脚注45</sup>の目標とは維持されている。

表 19. 保険料率等の見通し（中位推計）

年	保険料率 (%)	税引き前 標準年金 月当たり 額 (ユーロ) ①	税引き前 標準年金 の水準 (%)	リースタ ー年金月 当たり額 (ユーロ) ②	月当たり 給付額の 合計 (ユーロ) ①+②	リースタ ー年金分を含 めた税引き 前標準年金 の水準 (%)
2008	19.9	1,195	50.5	0	1,195	50.5
2009	19.9	1,224	52.0	0	1,224	52.0
2010	19.9	1,224	51.6	32	1,256	53.0
2011	19.9	1,236	50.1	39	1,275	51.7
2012	19.6	1,263	49.4	46	1,309	51.2
2013	18.9	1,266	48.9	54	1,320	50.9
2014	18.9	1,287	48.1	61	1,349	50.4
2015	18.7	1,314	47.5	70	1,384	50.0
2016	18.7	1,372	47.7	80	1,451	50.5
2017	18.7	1,402	47.9	90	1,492	51.0
2018	18.7	1,437	47.6	101	1,538	51.0
2019	18.7	1,478	47.6	112	1,590	51.2
2020	18.7	1,517	47.6	125	1,641	51.5
2021	19.3	1,556	47.5	138	1,693	51.7
2022	19.6	1,585	47.3	151	1,736	51.8
2023	20.0	1,620	46.9	165	1,784	51.7
2024	20.2	1,645	46.4	179	1,824	51.5
2025	20.4	1,680	46.0	194	1,875	51.3
2026	20.7	1,717	45.7	211	1,928	51.3
2027	20.9	1,751	45.3	228	1,979	51.2
2028	21.2	1,788	45.0	246	2,034	51.2
2029	21.5	1,824	44.6	265	2,089	51.1

原注 1. 標準年金（平均的な所得を得ている者による 45 年間の保険料拠出）を基にした計算。

原注 2. リースター年金への拠出率は 4% であるとする。

原注 3. リースター年金には毎年 4% の運用利子が付き、事務処理費用は 10% であるとする。

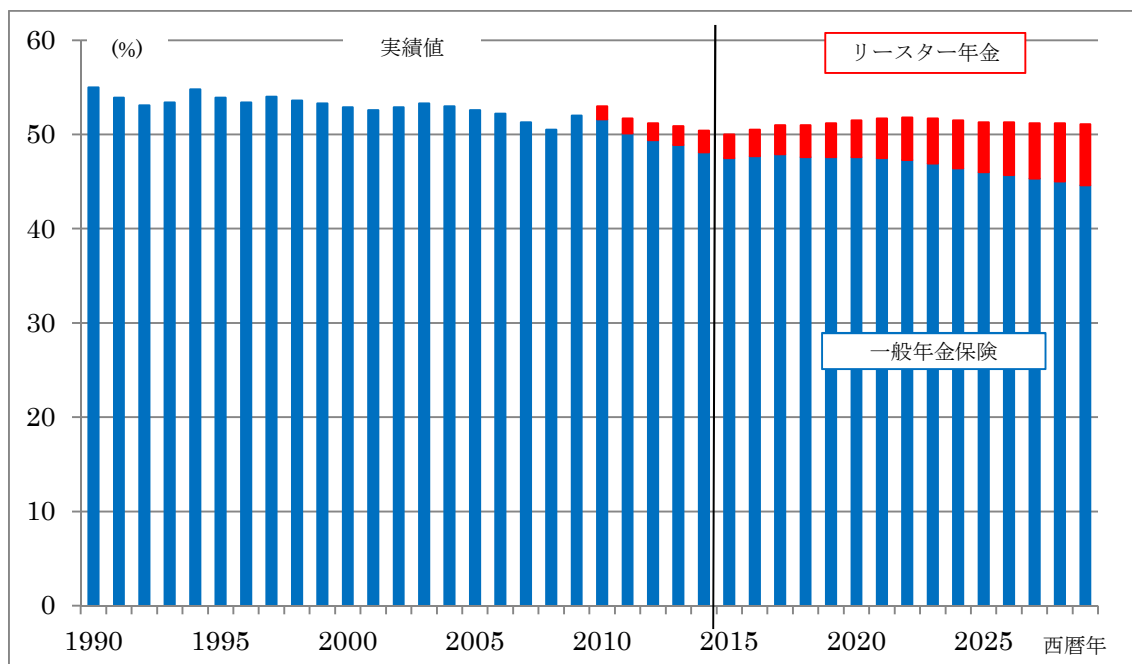
原注 4. リースター年金は公的年金として支払われる。

原注 5. 2010 年前の年金支出には、リースター年金は含まれていない。

注. “Rentenversicherungsbericht 2015” 40 ページからの引用。

脚注45 2015 年から 2029 年までが 15 年の推計期間であり、2030 年までの推計はなされていないが、「2030 年までの目標」が維持されていると判断が下されている。

図 13. 標準年金の水準（一般年金保険）



注. 以下の報告書に掲載されている計数を用いて、独自に描画を行った。

2007年以前の値：ドイツ年金保険組合“Rentenversicherung in Zeitreihen 2013”260ページ

2008年以降の値：“Rentenversicherungsbericht 2015”40ページ

## 6. 担当者後記

(1) 本稿は“Rentenversicherungsbericht 2015”によるドイツ公的年金の長期推計の説明を目的として、厚生労働省年金局数理課国際年金財政分析官が作成した。作成のためには、(2)に示すドイツ公的機関が作成した資料を利用している。本稿の文責は年金局数理課が負う。

(2) 参考文献入手元のドイツ公的機関

ドイツ連邦労働社会省〈Bundesministerium für Arbeit und Soziales〉

<http://www.bmas.de/DE/Startseite/start.html>

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/inhalt.html> (年金制度解説のトップページ)

<http://www.bmas.de/EN/Home/home.html> (英文版)

<http://www.bmas.de/DE/Themen/Rente/Rentenversicherungsbericht/inhalt.html>

2005年以降の“Rentenversicherungsbericht”のダウンロード可能

<http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a101-05-sozialbericht-2005-864.pdf;jsessionid=90236C042EB73FF4537EA557EA329446?blob=publicationFile>

“Sozialbericht 2005”

<http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/a101-09-sozialbericht-2009.pdf?blob=publicationFile>

“Sozialbericht 2009”



[http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/sozialbericht-2013.pdf?\\_\\_blob=publicationFile](http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/sozialbericht-2013.pdf?__blob=publicationFile)

“Sozialbericht 2013”

ドイツ連邦統計局 〈Statistisches Bundesamt〉

<https://www.destatis.de/DE/Startseite.html>

<https://www.destatis.de/EN/Homepage.html> (英文版)

ドイツ年金保険組合 〈Deutsche Rentenversicherung〉

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/0\\_Home/home\\_node.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/de/Navigation/0_Home/home_node.html)

[http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/en/Navigation/englisch\\_index\\_node.html](http://www.deutsche-rentenversicherung.de/Allgemein/en/Navigation/englisch_index_node.html) (英文版)

ミニ・ジョブセンター 〈Minijob-Zentrale〉

[http://www.minijob-zentrale.de/DE/0\\_Home/node.html](http://www.minijob-zentrale.de/DE/0_Home/node.html)

(3) 個別説明があるものを除き、本稿に示す URL は、平成 28 (2016) 年 8 月 25 日現在、アクセス可能なことを確認している。